

○午後1時開会

○議長（渡辺裕一君） ただいまから令和元年第3回品川区議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

○会議録署名人選定について

○議長（渡辺裕一君） 会議録署名議員をご指名申し上げます。

本 多 健 信 君

石 田 ちひろ 君

ご了承願います。

この際、ご報告いたします。

本日の会議につきましては、傍聴人より、録音および写真撮影の申請が議長に提出されましたので、品川区議会傍聴規則第8条の規定により、これを許可いたしました。

○日 程

○議長（渡辺裕一君） これより日程に入ります。

本日の日程はお手元に配付の議事日程のとおりであります。

○会期決定について

○議長（渡辺裕一君）

日程第1

会期の決定について

を議題に供します。今期定例会の会期を本日から10月23日までの35日間といたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺裕一君） ご異議なしと認めます。よって、会期は35日間と決定いたしました。

次に、

日程第2

一般質問

を行います。

順次ご指名申し上げます。

鈴木真澄君。

〔鈴木真澄君登壇〕

○鈴木真澄君 私は、品川区議会自民党を代表いたしまして、既に通告をしております項目に従い質問いたします。

1点目に、長期基本計画と新庁舎計画についてお聞きします。

平成21年度から10か年を計画期間とした品川区長期基本計画にかわる新しい長期基本計画の検討がスタートしています。

前計画は「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」の実現に向け策定されましたが、当時の人口は

34万人、予算額は1,390億円。現在の人口は40万人を超え、予算も1,877億円と大幅に増加し、区民の皆さんのニーズも多種多様となってきました。

地域、人、安心の3つの分野を軸とした、時代に即し品川の将来にとって素晴らしい長期基本計画となることを望んでいます。

そこで、濱野区政として最初に策定した前回の基本計画の達成度をどのように評価したのか、お聞きします。

そして、その評価を今回の計画にどのように生かしていくのかについてもお考えをお知らせください。

計画策定には、基本資料の収集など、コンサルタントの力も活用されています。それらの資料を生かし、区として主要課題、施策の体系などの方向性を決めるとは思いますが、各担当部が自立してどのように連携し策定していくのか。職員の長期基本計画にける思いはどう表現されているのか。庁内の検討状況をお知らせください。

計画を進める根幹である品川区役所第一庁舎は、昭和43年に竣工のため、老朽化が進み、旺盛な行政需要に対応する施設が十分とは言えません。他の自治体で最近建設された庁舎は、窓口機能が集約され、職員の事務スペースはフリーアドレス化し、来客者や時代の変化に柔軟に対応できる空間づくりもされています。

庁舎の建設は、まさに区政百年の計を見据えたものであり、我々も区民を代表して真摯な議論を展開したいと考えております。8月の行財政改革特別委員会で、新庁舎の候補地はJR広町社宅跡地が最善であると考え、区が国鉄清算事業団から取得した土地、現在の劇団四季劇場、ひろまち保育園、駐車場をJR東日本と等価交換し、庁舎新規建設、移転、旧庁舎解体の案が示されました。

大井町は、品川区の中心核であり、東海道新幹線が、そしてリニア新幹線が発着する品川駅、国際空港として機能強化が予定される羽田空港に近接し、発展した鉄道網で関東圏の結節点として交通の要所となっている状況から、地域からの声も今回の案に賛成が多数であり、私も最善の策と考えます。

先日発表された、外国人観光客がどこを訪れ、どこでお金を使っているかを集計したインバウンドランキングで、品川区は消費したまちの19番目にランクされていました。都市型観光施策との相乗効果によって、なお一層にインバウンド効果が期待されます。人やモノ、情報が実需として交差する大井町に行政機能の集積が求められると考えます。

委員会で示された敷地面積は8,300平方メートルではありますが、都市計画的手法を最大限活用し、区有資源を生かすべきと考えます。現在の庁舎床面積約4万3,000平方メートルに対し、活用した場合、階数は何階、高さはどの程度で、延べ床面積はどの程度得られるのでしょうか。

第二庁舎は別途活用するとされていますが、私は第二庁舎や第二駐車場も含めた検討を行うべきだと思います。さらに、床面積が大きくなれば、国際友好協会、社会福祉協議会、シルバー人材センターなどの外郭団体も一体化可能となるのではないのでしょうか。

新庁舎の全体像の構築ですが、都税事務所、第二建設事務所、法務局との方向性を早期に確認することは、区民の利便性を高めるだけでなく、床面積活用にとって重要です。また、品川税務署は港区高輪に所在しており、区民の方から品川区内への移転を望む声もあります。今後の関係機関との協議のスケジュール感をお知らせください。

そして、現在の区役所跡地利用です。大井町を活性化する視点では、人の集まる施設の建設が望ましいと考えます。濱野区長の公約の1つにも、アリーナなど集客施設の建設がありました。しながわ中央公園や中小企業センターも含めた検討を行うべきと考えますが、ご見解をお聞かせください。

J R 東日本の計画は示されておりませんが、ホテル、ビジネスビルを供給すると巷間では伝えられています。大井町の機能性を高めるという視点では、朝夕の混雑が激しい大井町駅にさらに来街者動線が加わることになり、ホームの延伸や改札口も増設し西側エリアとのアクセスを向上させる必要もあります。これは、J R 東日本だけでなく、支線から幹線へと輸送量が強化されている東急大井町線との連続性も課題となります。後背地から街区としてポテンシャルを高めるには、現在の駅施設の大規模な改修と新庁舎への動線の確保が重要です。J R 東日本、東急電鉄との互恵的な信頼関係の構築が事業の成否につながります。区のお考えをお知らせください。

2 点目に、教育についてお聞きします。

2020 年から 2030 年ころまでの子どもたちの学びを支える新しい学習指導要領が改訂されました。情報化やグローバル化の加速的進展や人工知能の飛躍的な進化など急激な社会変化が予想される中で、子どもたちに「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む」ことが改訂の背景となっています。

品川区は、学習指導要領改訂に先駆け、例えば小学 1 年からの英語の授業など、既に取り組みを始めておりますが、改訂後の品川の教育への影響、また変化についてお知らせください。

各学校での特色ある教育活動を行っており、小学校の暗唱発表会において大変すばらしいストーリーテリングなども聞かせてもらっています。このような学校における今までの成果をどのように結びつけていくのか、また、学習指導要領改訂による授業数の増加により放課後学習への影響や教員の研修時間への影響もあわせてお答えをお願いいたします。

ところで、区としてより重きを置く必要があるのは、特別な支援を要する子どもたちへの支援です。全ての区立学校に特別支援教室が開設されており、特別支援学級やマイスクール八潮、五反田、浜川などにより重層的な支援がありますが、支援児の増加に加え、児童・生徒数が右肩上がりの傾向にあります。

区内人口が 30 万人を切ると心配された時代には、空き教室の活用が叫ばれました。区は、他区に先んじて、すまいるスクールの設置、保育園分園の開設など、高く評価される事業を進めてこられました。また、地域に還元する施設も学校内にあり、高齢者、地域交流施設、N P O に転用されるなど、好ましい取り組みも見分されます。

今後、児童・生徒数の増加や特別支援教室の充実を図るには、転用された学校施設の原状回復も必要となるのではないのでしょうか。

そこでお尋ねいたします。区内公立学校で目的外に転用されている教室は、幾つの学校に何教室あるのか、お知らせください。今後、子どもの数の増加や特別支援教室の拡充に伴い、目的外利用の見直す必要のある教室数をお聞かせください。また、単独ですまいるスクールの教室を確保できない学校があれば状況をお知らせください。

第 2 に、特別支援教室の拡充です。

特別支援学校では、子どもたちの学びの連続性を確保する視点から、幼稚園、小中学校のつながりを留意することが重点化されています。視覚障害、聴覚障害、肢体不自由のあるお子さんには、資質と能力を育むため、I C T 機器の活用が新たに規定されました。

そして、自立と社会参加という場面ではキャリア教育の充実が規定されるほか、生涯学習への意欲を高めるとともに、生涯を通してスポーツや文化芸術活動に親しむことなども規定され、見直しが図られました。区でも積極的な支援を期待するものです。

そこで、改めて指導要領を受けた特別支援教育のあり方についてお考えをお聞かせください。また、現状の特別支援教室の活動内容やスタッフをはじめとした支援体制、ICT機器がどのように活用されているのかについてお知らせください。

私は、品川区における特別支援教育についても、小中一貫教育と並行した指導の体系、小学校と中学校の切れ目のない接続が必要と考えますが、いかがでしょうか。

ところで、区の固有教員の中に特別支援教育を専門とされる方はいらっしゃるのでしょうか。今後、児童相談所が開設され、社会福祉士などとの連携にも必要度が高い人材を確保することが求められると考えますが、区の見解をお知らせください。

次に、就学前教育についてお伺いします。

品川区は、小中一貫教育と並び保育と幼児教育の連携に大変力を入れられました。教育の品川、子育ての品川と全国に大きく発信され、厚生労働省に区の関係者が何度も呼ばれるなど、幼児教育の先進的な取り組みは高く評価されました。日本だけではなく、海外からも視察に見えられ、幼児教育に大きな貢献をされたと理解しています。

幼児教育の大切さを浮き彫りにしたペリー幼児教育計画が、アメリカのオバマ前大統領の一般教書演説中に取り上げられたとお聞きしました。その中で、「質の高い幼児教育」により適切な教育を受けることによって養われた学習意欲がその後の人生に大きく影響を与え、幼児期に好奇心を育て、こつこつと努力を重ね取り組む、身体を動かすといったことをバランスよく実践することが大きな教育効果を上げ、子どもの人生を豊かにする極めて効果的な方法であるとされています。

とりわけ、ぷりすくーる西五反田では、区内私立幼稚園関係者が運営の中心となって、特色にあふれた質の高い幼児教育力で実践されてきました。私立のよさを行政が支える創意と工夫は、すぐれたカリキュラムに支えられ、シームレスに小学校教育と接続する大きな成果となっています。

この就学前教育の実践的な活動は高く評価され、ぷりすくーる西五反田の社会実験が国の縦割り行政を打ち破り、幼稚園と保育園のメリットを生かす「認定こども園」制度の創設に大きな役割を果たしたことは、品川区、また区議会にとって誇らしいことと思っております。

時代の最先端を、質の高い幼児教育をつくり出してきた品川区ですが、幼保連携型認定こども園の設置主体が行政、学校法人、社会福祉法人に限定されることが隘路となって、施設運営に支障を来しています。現在のぷりすくーる西五反田は、幼稚園と保育園を併設する子どもの施設になっているのではないかとのお声も聞いております。

これまで、区はNPOである「子育て品川」の社会福祉法人化を積極的に支援する旨の報告がされており、今年度予算には、社会福祉法人設立に向け、基本財産の取得や運転資金を補助する予算が計上されています。

間もなく新入園児の申し込みも始まってまいります。今年度中の社会福祉法人化支援の具体的なスケジュールと予算の執行時期をお知らせください。

また、改めて品川区が、就学前教育に対する運営方針は何か、多様な保護者ニーズを捉えどのように展開していくのか、お考えをお聞かせください。

3点目に、羽田新飛行ルートに関してお聞きします。

8月7日に開催された「首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会」において、国土交通省は、首都圏の関係自治体が計画導入に地元の理解が得られたと判断し、翌日、国土交通大臣の記者会見で羽田新ルートの計画の正式運用を発表しました。

品川区議会は、本年3月26日に全会一致で採択した「品川上空を飛行する羽田新ルート計画に関する決議」にて、現計画の再考を強く求めています。

品川区議会自民党は、国土交通省に対し、区民の不安払拭につながる対策の実施と、ルートの再考および固定化を避ける取り組みを強く求めますが、品川区としてのお考えをお知らせください。

一方、羽田空港の5本目の滑走路の増設に向け、国土交通省と東京都の本格的な協議に着手する方針を固めたとの報道もありました。品川区民にさらなる不安をもたらさないよう、区として状況を把握し、立場を明確にするべきと考えますが、この点につきましてもお答えをお願いいたします。

4点目に、2020東京オリンピック・パラリンピック大会についてお聞きします。

オリンピック開催まで309日となりました。区は、大会に向け、区内開催競技であるホッケー、ビーチバレーボールのほか、ブラインドサッカーのデモ競技や体験教室など各種イベントを開催し、機運醸成に向けた取り組みを進めてこられました。大変な努力をされていらっしゃると思いますが、残念ながら、人気の高いスポーツでないことや競技国に偏りもあり、区民の認知度は十分と言えない状況が見受けられます。

1964年の東京オリンピックにおいて、例えば旧品川区役所前を聖火が通過していった際の写真を見ても、区民の皆さんが感動と興奮を共有していたと思います。来年、子どもたちがオリンピック・パラリンピックに接することにより、その経験は大人になっても忘れない思い出になり、かけがえのない原体験として令和を生き抜く大きな力になるものと考えます。

区民一体となってオリンピック・パラリンピックを盛り上げていく1つの方法として、文化プログラムの一環で品川の伝統文化を伝えるイベントを開催してはいかがでしょうか。11月には、26号線の開通を祝したみこし渡御が予定されていますが、品川の伝統文化の象徴は、区内各地域を挙げての祭礼であり、みこし渡御と言えるのではないのでしょうか。

東海道400年祭としてみこし渡御を行ったことがあります。オリンピック・パラリンピック期間に合わせ、歴史を大事にして旧東海道でのみこし渡御の実施や、品川区の中心である区役所から大井町にかけて区内各地からみこしが参加し、しながわっ子の熱意を海外からの観光客に発信してはいかがでしょうか。品川の最高のおもてなしになると考えますが、ご見解をお聞きします。

区が誘致を予定しているホスピタリティハウスと連携することにより、さらに盛り上がるものと期待しますが、ホスピタリティハウス開設の状況についてもお知らせください。

また、開催期間中に大井ホッケー場と隣接する大井競馬場との連携を区として呼びかけるべきと考えます。競走馬が数多くいる状況からイベントに制限があるとは思いますが、大井競馬場の栈橋の活用など、来街者の増加を図るためにも、競馬組合と一体となった事業を期待しますが、お考えをお聞きします。

次に、区内開催競技の定着です。

青少年対策地区委員会を中心に、ホッケー教室が開催され、オリンピックによる指導もあって、子どもたちに盛り上がりもあるようです。また、地域センターにはボッチャの競技用具があり、子どもからお年寄りまで簡単に見えて奥が深いボッチャの魅力を体験されています。このように体験やスポーツの持つ魅力を区として今後に向けてどのようにつなげていくか、お考えをお知らせください。

8月17日に大井ホッケー競技場完成式典とテストイベントが行われました。区の担当部署の方が入り口で暑さ対策の冷たいタオルを配っていただき、品川区のおもてなしを感じたところであります。大変にきれいなブルーのグラウンドの試合を見ながらも、オリンピック終了後の大井ホッケー場の利用方法

が気になっていました。品川区内で競技が行われたレガシーは重要ですが、区民ニーズのあるスポーツへの転用など、区民にとって今後どのように利用することができるのか。区議会からも要望しておりますが、区として把握されている範囲で今後の活用方法をお知らせください。

テストイベントに、品川区独自ボランティア「しな助」の方が活躍されていました。区が開催する機運醸成テストイベントなどの運営スタッフとしてご協力をいただいております。感謝するところであります。このボランティアの方々とオリンピック・パラリンピック大会終了後も連携をとることができれば、区のみならず協働によるまちづくりの輪を広げていけるのではないのでしょうか。お考えをお知らせください。

最後に、オリンピック・パラリンピック大会の入場券は高倍率で入手が難しいと聞いております。区内開催競技については、区内の児童・生徒が観戦する機会をぜひともつくっていただきたいと考えています。私は、前回の東京オリンピックの際、駒沢競技場でサッカーを見学しましたが、今でも記憶に残っております。子どもたちにとって体験することが何よりも大切だと思います。また、高齢者や障害のある方々にも観戦していただく機会をつくっていただきたいと思いますが、お考えをお聞かせください。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、長期基本計画に関するご質問についてお答えを申し上げます。

初めに、前計画の評価につきましては、部課長と学識アドバイザーによる作業部会を設置し、各施策ごとの進捗状況の確認を行いました。町会・自治会活性化、福祉・健康、子育て支援、学校教育、災害対策など、着実に計画事業を推進してきたと評価しており、これらについて、策定委員会にもお示しをいたしました。

次に、この評価の新計画への生かし方につきましては、昨今の社会経済状況の大きな変化も踏まえ、品川区の将来に向けた取り組みとしてさらなる充実を図るべく、計画化しているところであります。

次に、庁内での検討状況であります。本格検討に着手した平成30年度から、部課長級による庁内検討委員会と課長級を中心とした作業部会の全庁体制を組み、各課における課題や新規施策等について横断的に議論してきたところであります。

また、学識アドバイザーによる講演会とパネルディスカッションを職員を対象に開催し、新しい長期基本計画についてご意見をいただくとともに、全庁的な課題認識と機運醸成を図るなどの取り組みを進めてまいりました。

これらを踏まえ、庁内での議論の積み上げの結果を新計画素案のたたき台として策定委員会にお示し、ご検討をいただいているところであります。

その他のご質問等については、教育長等よりお答えを申し上げます。

〔教育長中島豊君登壇〕

○教育長（中島豊君） 私からは、学校教育についてお答えいたします。

まず、新しい学習指導要領についてですが、本区においては、国の改訂を受け、新たに区立学校の教育課程の編成基準となる「品川区立学校教育要領」を昨年3月に策定したところです。そこでは、これまでの実践の成果を生かし、義務教育9年間を一貫して捉える学びの理念を継承しておりますので、各学校の学習においては、改訂による大きな影響はないものと考えております。

変更点といたしましては、一貫教育の特色である英語科において、第1学年からの従来のカリキュラムに加え、来年4月から第5・6学年で教科書を用いた指導が行われることが挙げられます。そこで、区教育委員会では、品川独自の英語科の指導の手引や年間計画案などを作成・配布して、現場が混乱の

ないように努め、英語教育のさらなる充実を図っております。

また、国の改訂では、新たに「特別の教科 道徳」が設定されておりますが、本区では市民科がその内容を既に包含しており、今後ともその深化をめざしてまいります。

さらに、議員ご指摘のとおり、新しい学習指導要領においては、小学校での英語が教科化されたことなどにより総授業時数が増加していますが、本区におきましては、従前より英語は教科として実施しているため、増えてはおりません。したがって、放課後活動や研修時間への影響もないと考えますが、引き続き教育の質の向上には努めてまいります。

次に、特別支援教育についてお答えいたします。

まず、教室の目的外使用の状況についてですが、現在4つの小学校の11の教室が本来の教室以外の目的で使用されています。それらはいずれも区の重要な施策のために使われておりますが、今後、就学人口の増加等により、さまざまな手立てを講じたとしても、該当校における児童の受け入れに支障が生じるような場合には、本来の教室へ戻すことも検討すべきものと考えております。

なお、すまいるスクールのスペースにつきましては、どの学校におきましても確保されております。

特別支援教育は、個々の児童・生徒の障害の状態等に応じた指導を組織的かつ計画的に行うことが大切と考えております。現在、全区立学校に配置した特別支援教室においては、「健康の保持」や「人間関係の形成」等に関して、個別や小集団での指導に取り組んでおります。各校には教員のほか専門員を1名ずつ配置して、丁寧な対応を心がけています。

また、ICT機器につきましては、障害特性に応じた学習支援アプリの入ったタブレットPCを活用するなど、個々の実態を重視して学習に役立てています。

切れ目のない接続につきましても、重要な視点であると認識しております。各学校は、個別シートを作成して、進級・進学後も継続的な指導ができるようにするとともに、教育総合支援センターの巡回相談員との連携などを含め、一貫した支援の体制をつくっております。

最後に、区固有教員についてですが、今年度は27名体制で、そのうち5名が特別支援学校教諭の免許を所有しており、特別支援教室や特別支援学級の担任にするなど、専門性を発揮できる配置を行っております。

なお、本年度の採用選考におきましても、受験資格の1つに特別支援学校教諭の免許の所有を示しており、これからの多様な時代に対応する体制を整えてまいります。

〔総務部長榎本圭介君登壇〕

○総務部長（榎本圭介君） 私からは、新庁舎計画についてお答えします。

現在、建物の規模について、都市計画の手法等を調査検討しているところです。行政機能を効果的に配置するために必要な床面積を獲得するよう検討してまいります。

また、第二庁舎については、築年数も浅いことから継続使用する予定ですが、今後の機能検討やまちづくりの観点もあわせて利活用方法を検討してまいります。

次に、区以外の行政機関についてですが、現庁舎を区分所有している東京都ならびに国の機関とは早期に協議を進め、基本構想策定までに新庁舎建設に関する意向確認を行ってまいりたいと考えております。外郭団体や品川税務署をはじめその他の機関に関しましては、情報提供、意見交換等を行い、検討してまいります。

次に、現在の区庁舎の跡地利用についてですが、区を中心核である大井町エリアのさらなるにぎわいの向上のため、多くの集客が可能な多目的の施設が必要と考えております。

しながわ中央公園や中小企業センターを含めた考えについては、東急下神明駅一帯まで含めて考えることはまちづくりの観点から必要と捉えております。

こうしたことから、広町地区と大井町のまちづくりを考える上で、JR東日本および東急電鉄と協議を重ね連携していくことは重要なこととございます。今後もJR東日本と東急電鉄と品川区の3者で、信頼関係をさらに築きながら、引き続きまちづくりの検討を行っていきたいと考えております。

〔子ども未来部長福島進君登壇〕

○子ども未来部長（福島進君） 私からは、就学前教育についてのご質問にお答えします。

まず、ぷりすくーる西五反田ですが、就学前教育のさらなる充実に向けた幼保連携型認定こども園への移行をめざしているところでございます。幼保連携型認定こども園の民間による運営母体は、社会福祉法人、学校法人に限られます。したがって、現在、指定管理を受けているNPOでは運営することができません。

そこで、現在、既存の社会福祉法人との合流による社会福祉法人化をめざし、調整を進めております。予算執行については、合流のスケジュールに合わせ適宜進めてまいります。

就学前教育については、全ての乳幼児に対してひとしく質の高い保育・教育を行い、小学校教育にスムーズにつないでいくことを方針とし、今後も引き続き充実に努めてまいります。今後の展開ですが、保育者ニーズの多様化を捉え、対話型ロボットやタブレットを導入したICT体験や自然体験、体力向上などさまざまな分野を取り入れた事業を進め、日常の保育では体験できない機会を提供してまいります。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

○都市環境部長（中村敏明君） 私からは、羽田空港の機能強化についてお答えいたします。

初めに、新飛行ルートに対する考え方についてですが、区として、騒音や落下物などの環境影響の低減に向けたさらなる取り組みや、地域への丁寧な説明を継続して実施すること、また、ルート案を固定化することがないよう取り組むことについて、国に強く求めております。国は、要望等をしっかり受けとめ、丁寧に対応するとしていますが、区としましては、引き続き国が対応をしっかり行うよう強く求めてまいります。

次に、滑走路の増設についてですが、東京都からは方針を固めた事実はないと聞いておりますが、区としましては、今後も動向をしっかり注視し、状況を把握してまいります。仮に計画が具体的に進められる場合には、これまで同様、さまざまな機会を捉え、区民の安全・安心を最優先にした区の考えを都ならびに事業主体である国に申し入れてまいります。

〔文化スポーツ振興部長安藤正純君登壇〕

○文化スポーツ振興部長（安藤正純君） 私からは、2020東京オリンピック・パラリンピック大会についてお答えをいたします。

まず、品川の伝統文化を伝えるイベントについてですが、今年度は、11月3日に、連合町会長等を構成員とする実行委員会により、補助26号線記念事業として、みこしを中心としたイベントが実施されます。これは東京2020大会の開催に向けた機運醸成を図るための公認文化オリンピックアードとして認証を受けており、オリンピック・パラリンピックの盛り上げにも寄与するものと考えております。来年度についても、旧東海道品川宿周辺で同様のイベントを開催するなど、予算編成に合わせて具体的に検討してまいります。

次に、ホスピタリティハウス開設の状況についてですが、区内大使館等のホスピタリティコーナーや

パブリックビューイングなど、ハウスの内容を検討するとともに、予定地である「スボル品川大井町」の所有者であるJR東日本と契約の詳細を詰めております。

次に、大井競馬場との連携事業の実施は、品川のPRやホッケー競技場周辺のにぎわい創出に効果的と認識しております。栈橋の活用を含め、どのような形で実施できるか、検討してまいります。

次に、区内開催競技の定着ですが、大会開催を契機に身近になったホッケーやボッチャについては、ホッケー教室の継続的な実施やボッチャをイベントの種目に取り入れるなど、大会終了後も引き続き区民が楽しむスポーツとしてまいります。

次に、大井ホッケー競技場の今後の活用方法ですが、東京都は多目的に利用できる競技場とするとのことです。区は、これまでも議会とともに、品川区民がさまざまな競技で活用できるよう要望してまいりましたが、今後も引き続き要請してまいります。

次に、ボランティアスタッフとの連携についてですが、区独自ボランティアは現在360人以上の方々が登録し、イベントの運営補助として活躍してくださっているところです。大会のボランティアで地域貢献の楽しさを体感し、大会終了後も協働の担い手になっていただくことは、大きなレガシーと捉えております。

次に、観戦機会の創出についてですが、品川区の児童・生徒については、誰もが観戦できるように、現在、東京都と調整しているところです。あわせて、障害者等さまざまな方の観戦機会を提供できるように、東京都へ引き続き要望してまいります。

○鈴木真澄君 それぞれお答えをありがとうございます。大体お願いをしたことがいい方向に向かっていくかなということを非常に感じました。

特別支援教室の中で、先ほど専門員の方がついていただいているという中で、その状況も理解しているんですが、やはりこれから専門員の方が足りなくなってしまうのではないかということちょつと現場でお聞きしました。その点についてもこれからまた検討していただきたいということで、要望にさせていただきますが、その後も要望事項では幾つかあるんですが、この後の決算委員会もあります、その場でお聞きしたいのと、もう1点、みこしの渡御というお話をいただきましたけど、これ、大変に外国人の方もすぐ盛り上がってくれる行事だと思います。たしか平成3年の9月に品川とジュネーブで友好都市の締結をしているんですが、その前の3月に品川区からジュネーブにおみこしを持っていっているんですね。そのように大変に外国人に受ける事業だと思いますので、ぜひ実行をお願いしたいと思ひまして、これも要望にさせていただきます。

以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（渡辺裕一君） 以上で、鈴木真澄君の質問を終わります。

次に、新妻さえ子君。

〔新妻さえ子君登壇〕

○新妻さえ子君 品川区議会公明党を代表して一般質問を行います。

まず、このたびの台風15号により被災された方々にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧を願います。

初めに、命を守るための防災対策について伺います。

質問の1点目は、妊産婦・乳児救護所設置についてです。

先日、会派で、東日本大震災をきっかけに、自宅が被災した場合に妊産婦・乳児を一時的に受け入れる避難所としての救護所を設置している文京区を視察いたしました。区内にある4つの大学、助産師会、

大学病院等の協力のもと、妊産婦・乳児のケアは助産師会等から派遣される助産師、看護師、医師等が行い、さらに備蓄品の中に非常用の分娩セットも用意されているなど、妊産婦・乳児に特化した取り組みです。

災害対策基本法の高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を「要配慮者」と定義し、国および地方公共団体は、要配慮者に対する防災上必要な措置に関する事項の実施に努めなければならないとの規定から、乳幼児はもちろんのこと、妊産婦についても、災害時の避難行動や避難生活に関して一定の配慮が必要であるとされています。

東京都の「妊産婦・乳幼児を守る災害対策ガイドライン」には、妊産婦や乳幼児ならではの特徴として、妊娠周期ごとに心身の変化や生活上の留意点が異なること、個々人の心身の状態の差が大きいこと、継続した観察と時期に応じたケアを必要とすること、栄養および水分、感染症リスクの低減など衛生の確保が生命の存続に与える影響が大きいことが挙げられています。妊産婦は、災害時の医療上のリスクとして、感染症、早産流産、産後鬱などが増加すると考えられます。

公明党は、2012年第4回定例会で、突然にやってくる災害の不安の中、被災した妊産婦や乳児が安心して過ごせるよう、また赤ちゃんの命を守れるよう「妊産婦・乳幼児避難所」の設置の提案をいたしました。その際、「二次避難所での受け入れや環境の整備、医療機関への引き継ぎなどの体制強化を進めていく。区としても東京都助産師会と協力体制について意見交換をしていること、他区や関係機関との連携についても協議を進めていく」とのご答弁がありました。

品川区では、昨年度、4,347人の母子手帳の交付がありましたが、災害時には多くの妊産婦や乳児が被災することが予想されます。もし今、災害が発生した場合、妊産婦や乳児は区民避難所への避難になります。現在の区民避難所には、授乳室が設けられている避難所は19か所、女性の視点で設けられた部屋との兼用での授乳室は33か所ですが、妊産婦・乳児専用の部屋が設けられている区民避難所はありません。

そこで、2012年の一般質問よりこの間、妊産婦・乳児を守るためにどのように体制が強化されたのでしょうか、また、東京都助産師会との協力体制がどのように図られたのか、伺います。さらに、「赤ちゃんの命を守るため」の対策として、地域防災計画に「妊産婦」と「乳児」専用の救護所設置を盛り込むことを提案いたしますが、区の見解を伺います。

質問の2点目は、ペットの避難についてです。

2017年度に地域防災計画の改定が行われ、避難者が同行する愛玩動物の受け入れルールを具体化し、計画の中に盛り込まれました。その要旨には、避難所連絡会議において、区民避難所へのペットの受け入れ、同行の可否、ペットの避難エリアの指定が定められ、ペットと同行避難を希望する避難者の把握に努めるとあります。

我が会派は、区民避難所の「ペットの避難」について、また、防災課と生活衛生課が連携しての意識啓発などの提案、要望を続けてきました。その結果、各区民避難所の「避難所運営マニュアル」の整備が進んできましたが、避難所連絡会議に理解を求めることに苦慮したと伺いました。これまでに、52か所の区民避難所のうち、避難所運営マニュアルにペット避難が明確に記された避難所は45か所と承知しています。しかし、52か所全ての区民避難所が確実にペットの同行避難を受け入れる体制が整えられることがペットを飼っている方の願いです。

そこで、7か所でなぜペットの同行避難が整備されないのか、また、整備できるよう避難所運営会議を支援していただきたいと思いますが、ご見解を伺います。

私も参加させていただきましたが、昨年2月には、NPO法人ANICE（アナイス）の平井潤子代表を講師として、しながわ防災学校・防災カフェ「災害時のペット対策を考える」が行われました。本年も10月に、同じ団体により、今回は豊葉の杜学園において、「飼い主の日頃の備え、避難所への同行避難について」が行われます。このような啓発の場は、ペットを飼っている人、飼っていない人双方に有効です。

今回は、区民避難所である学校での開催ですので、豊葉の杜学園の避難所運営マニュアルに沿った内容で行われること、また、このような趣旨の啓発の場を継続して開催することを要望いたしますが、あわせて見解を伺います。

また、本年の第2回定例会で会派から提案した「ペットの同行避難に関する事前準備の情報をまとめたパンフレットの作成」において、今年度は新たにチラシを作成し配布するとのご答弁がありました。具体的な内容と配布時期、周知の方法をお知らせください。

防災課は、2007年から東京都獣医師会品川支部に地区ごとに行われる防災訓練にご協力をいただき、災害時のペットに関しての取り組みを進めてきました。その後、2015年8月に「災害時における愛護動物の救護活動等に関する協定書」が結ばれ、昨年度は荏原第五地区の総合防災訓練で「マイクロチップ」に関しての周知にご協力をいただきました。

そこで、獣医師会品川支部との災害協定のもと、各避難所の避難所運営マニュアルがより実効性のあるものとするために、区民避難所の避難訓練を行うときに、区内の数か所でモデル的に実際にペットを連れての避難訓練の開催や、「防災フェア」でのさらなる啓発を求めますが、いかがでしょうか。

次に、居住支援協議会の設置について伺います。

本年度、品川区は、品川区議会公明党が求めてきた居住支援協議会の設置を進めています。高齢者、低所得者、子育て世帯、シングル家庭、障害者等は、住宅入居の困難や、家計において家賃の負担を大きく感じています。いわゆる住宅確保要配慮者です。

そこで、国は、2017年10月、増加する民間の空き家や空き室を活用した新たな住宅セーフティネット制度を開始しました。これは、「断らない賃貸住宅」を増やそうと、賃貸人が都道府県に物件を登録する制度で、現在47都道府県全てで物件の登録がされています。

人が生きていくために衣食住のどれもが必要不可欠ですが、私は、特に住まいの確保は、安心な生活をしていくために欠かせないと考えます。高齢者の方々から、家が立ち退きになったから部屋を探しているが、1人では探せない、部屋が決まらなるとご相談を受けます。住みなれた住まいにずっと住んでいたい、そして住み続けていく予定であったであろう高齢者が立ち退きで転居しなければならないことに、できることはお手伝いしたいとの思いがこみ上げてきます。一日も早く「居住支援協議会」が設置され、このように住宅に困窮している方々が安心して生活できるよう心から望みます。

そこで、居住支援協議会を設置することで、困窮する区民に対し、今後どのように課題解決していくのか、伺います。

さらに、2018年8月から開始された品川区社会福祉協議会の委託事業「品川区高齢者住宅生活支援サービス事業・あんしん居住サポート」との関連をお聞かせください。

また、居住支援協議会は、住宅確保要配慮者を支援するための協議会です。高齢者だけではなく、住宅課の指導のもと、子ども未来部、福祉部との連携も欠かせないと考えます。設置に当たり、これらが協議会にどう位置づけられるのか、お示しください。

続いて、空き家の利活用について伺います。

本年3月、「品川区空き家等対策計画」が策定されました。これは、品川区まちづくりマスタープランに示されている「誰もが安心して暮らしやすい住環境の整備」を実現するために計画を策定し、空き家等対策を推進するものです。

区内の空き家の現状は、「品川区空き家等の適正管理等に関する条例」に基づき、管理不全特定空き家1件、空き家は3月末現在644件、このうち適正でない空き家は111件であり、総務省の住宅土地統計調査によると、空き部屋を含む空き家は今2万6,000戸あり、今後も増え続けていくことが予想されます。

品川区の空き家活用の取り組みは、2016年7月から空き家等に関する専用相談窓口である「空き家ホットライン」を開設、また、本年8月に空き家予防のためのセミナーの開催、個別相談会などが行われました。

そこで、これらの取り組みが空き家対策においてどのような成果が出ているか、お示してください。

区の区内の空き家が住宅確保要配慮者への支援につながってほしいと期待していますが、より地域に根差した空き家の利活用として、国土交通省と東京都の補助金を活用した「空き家等地域貢献活用事業」があります。これは、地域貢献のためにあいている家や部屋を活用するものですが、例えば大田区では、保育ママの保育室、英会話サロン、グループホーム、各種サークルなどの実績があります。また、世田谷区でも、「地域共生のいえ」として、高齢者デイサービス、子どもの居場所、サークルの拠点として空き家、空き部屋が多く活用されています。

品川区でも、他自治体の事例のような空き家等地域貢献活用事業での空き家の利活用も視野に入れた取り組みを要望いたしますが、ご所見を伺います。

次に、ひきこもり支援について伺います。

質問の1点目は、「品川区子ども・若者計画」についてです。

品川区子ども・若者計画は、「子ども・若者育成支援推進法第9条」に基づき、0歳から40歳未満を対象とした、2018年から2022年までの5年間の計画です。保健、医療、福祉、雇用、教育等それぞれの分野の専門性を生かした支援であり、総合的な子ども・若者育成支援施策の推進を図ることを目的としています。この計画の中では、社会的自立に困難を有する子ども・若者やその家族への支援として、ひきこもり、ニートを支援することが位置づけられています。

2017年2月、「品川区ライフスタイルに関するアンケート調査」によると、品川区のひきこもりは1,500人と推計されました。ひきこもりの要因は、不登校、就職でのつまずき、精神疾患など多岐にわたり、支援のあり方も柔軟な対応が求められます。不登校が原因であれば、切れ目のない支援が必要です。また、ひきこもりが長くなればなるほど支援が難しくなります。当事者とご家族合わせての支援や、アウトリーチ型の支援が期待されています。品川区は、2018年7月、中延に「子ども若者応援フリースペース」を開設し、8団体から成る「子ども若者応援ネットワーク」を運営団体として、年齢を問わずにひきこもり支援をしています。

今後、現在の週3日の開設が5日に拡充され、居場所としての支援から自立につながっていく場であってほしいと要望いたします。そこで、このフリースペースが開設されてからの約1年間の評価をお伺いします。また、今後の支援の方向性をお聞かせください。

質問の2点目は、長期化させないためのひきこもり支援についてです。

内閣府は、ひきこもりの定義は、6か月以上就学や就労、交遊といった社会参加を避け、家にとどまっている状態としています。ことし公表した初の全国調査で、40～64歳の中老年のひきこもりが推計61

万3,000人に上ったと発表しました。2015年の調査での15～39歳の推計54万1,000人を上回っており、80代の親が50代のひきこもりの子を支える「8050問題」が深刻化しています。

今後、政府は、自治体の努力義務にとどまっている現在の包括的な相談支援体制について、推進のための事業を創設するなどの社会福祉法改正案を来年の通常国会に提出する方向で検討を始めました。自治体の規模や状況に応じて、1つの相談窓口で高齢者やひきこもりなど家族の問題を丸ごと対応する「ワンストップ化」か、関係する機関が連携して対応する仕組みをつくるとしています。また、厚生労働省は、2016年度から、「断らない相談支援」をめざし、総合的な支援のモデル事業として複合化・複雑化した問題に的確に対応するために、制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、「相談支援包括化推進員」を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する事業を一部の自治体で行い効果を上げていることから、全国展開をしたい考えを示しており、ひきこもり支援を強化する意向です。

今年度、品川区は、ひきこもり支援として、社会福祉協議会に運営を委託し、若者の社会参加応援事業を行う予定です。これは、秋田県の藤里町の「ひきこもりを地域の力に変える『藤里方式』」を参考にしますが、藤里町は、ひきこもりの調査や戸別訪問を行い、そこから就労支援へとつなげた結果、2014年度の社会福祉協議会の調査では、113人中86人が家から出ることができ、現在引きこもっている人は10人と減少し、大きな成果となっているとのこと。新たに支援が行われることで、ひきこもりの当事者やご家族が抱えてこられた悩みが解消される取り組みを期待します。

そこで、区の事業である子ども若者応援フリースペースと相談窓口である荏原保健センターをはじめ3保健センターと社会福祉協議会での事業が一体となることで支援体制が強化されと考えますが、3者がどのように連携されるのか、伺います。

また、「東京都ひきこもりサポートネット」の訪問相談事業は、義務教育終了後の15歳から34歳までとされていた対象年齢を撤廃し、35歳以上の中老年でも利用できるよう改善されました。この東京都の支援事業と品川区の関連もお聞かせください。

最後に、高齢者の安全運転支援について伺います。

交通事故総合分析センターによると、毎年1,200人を超える70歳以上の高齢ドライバーがアクセルとブレーキの踏み間違いによる事故を起こしているとの報告があります。本年4月19日、豊島区池袋の交差点で87歳の運転する車が暴走し、母子2人が亡くなり、高齢運転者を含む40～90代の男女10人が重軽傷を負った痛ましい事故は記憶に新しく、高齢者の安全運転支援は待ったなしの課題です。

品川区内で起きた高齢者が関連する事故の比率は、2017年は29.7%、18年は30.4%、19年7月末現在32.2%で、約30%を推移し、決して低い数値ではないと考えます。

現在、品川区では、年1回高齢者クラブの皆様を中心に「お元気だより」を発行し、安全運転のための意識啓発を行っています。昨年11月に発行されたお元気だよりには運転免許証の自主返納制度が紹介されていましたが、返納を考える人が具体的に警視庁での返納に結びつく支援が必要です。例えば、大田区や世田谷区のホームページには「高齢者の方へ～運転免許の自主返納～」、目黒区のホームページには「運転免許の自主返納を考えてみませんか」と、自治体として発信されています。

そこで、区のホームページに高齢者の安全運転に関する情報や「免許返納について」を掲載すること、そこには品川区の相談窓口を明確にして周知することを求めますが、見解をお聞かせください。

東京都においては、都議会公明党の提案で、本年7月からアクセルとブレーキの踏み間違い防止のための「高齢者安全運転支援装置設置促進補助制度」を始めました。対象は都内在住の令和2年3月末現

在70歳以上で、器具購入費と設置費として1台当たり10万円を上限とし、9割を東京都が助成し、高齢者の安全運転の後押しをしています。

そこで、品川区において、既に自動ブレーキや急発進抑制装置が備わっている「安全運転サポート車」や後づけの「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」の普及促進を求めますが、見解をお聞かせください。

以上で、理事者の皆様の前向きなご答弁をご期待申し上げ、一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、居住支援協議会の設置についてお答えを申し上げます。

区では、現在、協議会の設置に向けまして、関係各課で行っている民間賃貸住宅への入居にかかわる取り組みや課題を整理するとともに、それぞれの住宅確保要配慮者に対する取り組みの方向性について検討を進めております。今後設立する予定の居住支援協議会で、取り組みの具体化や役割分担についての協議を行い、住宅確保要配慮者の方々が持つ特性のために入居が断られてしまうようなことがないように、支援策の検討を進めてまいります。

次に、品川区高齢者住宅生活支援サービス事業は、住宅確保要配慮者のうち高齢者に対する居住支援の具体的な施策として実施をしております。これまでの実績を踏まえながら、協議会において十分な議論を行い、さらに活用が図られるよう検討してまいります。

次に、子ども未来部、福祉部との連携についてですが、さまざまな住宅確保要配慮者に対する支援を検討するため、居住支援協議会の設立に先立ち、関係各課を構成員とする庁内検討会の設置を予定しております。その中で、関係各課の連携を図り、さまざまな住宅確保要配慮者に対する支援や民間賃貸住宅オーナーへの理解促進等について検討を行ってまいります。

その他のご質問等につきましては、各担当部長よりお答えをさせていただきます。

〔災害対策担当部長曾田健史君登壇〕

○災害対策担当部長（曾田健史君） 私からは、防災対策についてお答えします。

初めに、妊産婦・乳児救護所の設置についてですが、区では、東日本大震災発生後の平成24年以降、妊産婦・乳児への支援体制の強化を図っており、非常用の分娩キットやアレルギー対応粉ミルクなどの備蓄を進めてきたところです。また、東京都助産師会との協力体制については、災害時は保健センターへ参集していただくなど、連携を図っているところです。「妊産婦・乳児」専用の救護所設置についてですが、出産は時として危険を伴う場合もあり、速やかに医療機関へ引き継ぐことが原則ではありますが、避難生活の支援や支援情報等の提供、健康相談など、医師をはじめとした多職種の連携が必要であることから、専用施設の設置を含め、支援の体制について検討してまいります。

次に、ペットの避難についてお答えします。7か所の避難所でペットの同行避難が具体化されなかった理由は、スペースの制約からペット専用スペースを確保できなかったことや、今回初めてのマニュアル作成でペット対策まで至らなかったことなどがあると聞いております。区としては、引き続きペット対策が具体化されるよう、避難所連絡会議に働きかけてまいります。

また、ペット対策に関する研修についてですが、平成29年度から、しながわ防災学校で実施しており、今年度は、豊葉の杜学園において、同校の避難所運営マニュアルに沿った内容の研修とする予定です。このような災害時のペットに関する啓発については、引き続き継続していきたいと考えています。

また、ペット同行避難に関するチラシについてですが、具体的な内容は、同行避難が必要とされる理

由や、同行避難の流れ、避難所における注意事項などで、これらをペットを飼っていない区民に対し周知することを考えています。10月以降、防災課と生活衛生課が連携し、避難所連絡会議や同行避難の訓練、しながわ防災学校等の機会に配布し、周知していく予定です。

次に、ペットを連れて同行避難の訓練についてですが、現在、実施に向け調整を行っているところです。また、「防災フェア」での啓発については、同行避難についての理解が深まるような方法を検討してまいります。

[都市環境部長中村敏明君登壇]

○都市環境部長（中村敏明君） 私からは、空き家の利活用についてお答えいたします。

まず、空き家対策の成果についてですが、平成27年度から昨年度末までの4年間で、相談や情報提供が846件、区からの管理促進通知により適正管理がなされたものが79件、除却が確認できたものが340件となっております。着実に区内の生活環境の改善が図られてきたと考えております。また、令和元年8月に実施した空き家予防啓発セミナーおよび個別相談では、19名の方にお越しいただき、6組の方から個別相談をお受けしました。この中では、空き家の管理手法等にとどまらず、今後の円滑な相続についての相談もあり、セミナーの目的である空き家化の予防に関する啓発が行えたと考えております。

区では、平成31年3月に策定しました「品川区空き家等対策計画」の中で、3つの方向性として、発生活予防、適正管理および有効活用を位置づけており、引き続きさまざまな施策を展開してまいります。

次に、空き家等地域貢献活用事業についてですが、区では、現在、子どもの学習支援や地域の集会所機能の確保等の活用を行うため、空き家の所有者等との調整に取り組んでいるところです。また、活用を効果的に進めるため、空き家の改修に必要な費用の3分の2を助成する制度を実施しているところです。

国および都においても、地域活性化施設として活用を図るための費用の一部を助成する制度を設けていることから、これらの制度を十分活用し、所有者等の理解と協力を得て、空き家の活用を進めてまいります。

[子ども未来部長福島進君登壇]

○子ども未来部長（福島進君） 私からは、ひきこもり支援についてお答えいたします。

「子ども若者応援フリースペース」は、昨年7月に相談もでき自由に過ごせる居場所として週3日開設しました。小学生から30代、40代に至るまでの幅広い世代が、1日約二、三十人が利用しています。荏原地区だけでなく、区内全域から訪れるなど、広くニーズがあることを再認識いたしました。

今年度からは、週2日開設日を増やし、18歳以上の若者をターゲットにした「若者カフェ」や、「働く」をテーマにしたワークショップなど、社会体験につながるプログラムを取り入れています。今後も参加者の反応を見ながら事業の拡充を図ってまいります。

また、現在、品川区社会福祉協議会とともに、しながわ版藤里町体験プログラムの構築を図っております。この構築にはフリースペースの運営者や保健センターとの協力は不可欠ですので、定期的な意見交換等を行っております。平成26年から東京都が行っている訪問相談事業は、毎年四、五人が利用されています。今後も都の事業や保健センター等と連携して、ひきこもりが長期化することがないよう支援体制を強化してまいります。

[防災まちづくり部長藤田修一君登壇]

○防災まちづくり部長（藤田修一君） 私からは、高齢者の安全運転への支援についてお答えいたします。

まず、高齢者の運転免許証の自主返納についてですが、現在、区では、お元気だよりのほかにも、高齢者の交通安全講習や高齢者クラブの会合などさまざまな機会を捉え、警察と連携し直接的な周知を図ってございます。今後、ホームページにおいても、高齢者の交通事故の状況や運転免許証の自主返納、区における相談窓口について掲載する準備を進めているところでございます。

次に、安全運転支援装置の設置についてですが、東京都において本年7月31日から補助事業が開始されてございます。区といたしましても、高齢運転者の踏み間違いによる交通事故を防止することは重要だと考えており、高齢者の交通安全講習などさまざまな機会に直接周知を図るとともに、ホームページに掲載するなど、高齢者の安全運転の促進に努めてまいります。

○議長（渡辺裕一君） 以上で、新妻さえ子君の質問を終わります。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後2時10分休憩

○午後2時25分開議

○議長（渡辺裕一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

安藤たい作君。

〔安藤たい作君登壇〕

○安藤たい作君 日本共産党を代表して一般質問を行います。

初めに、区長は消費税10%に反対を、労働者の適正な賃金を保障する公契約条例を制定し、地域経済の活性化をです。

安倍政権は10月から消費税10%を強行しようとしています。7月調査では、実質賃金が前年同月比マイナス0.9%と7か月連続で、商業販売額もマイナス1.7%、8か月連続の減少。駆け込み需要すら起きません。景気の後退局面での増税は経験がなく、「栄養失調の人に絶食を強いるようなもの」です。

キャッシュレス決済によるポイント還元や複数税率などの「対策」も、現場で大混乱をもたらし、新たな負担にもなるとの不満が噴出。地域の個人スーパーに聞くと、複数税率レジの購入費用は補助を受けても18万円かかった、「もうけるのはレジ会社だけ」と漏らします。また、キャッシュレス決済を入れたある和菓子屋さん、「毎月手数料を納めなくてはいけなくなる。最初の1年だけ無料との話だが、それ以後は幾らになるかわからず不安」と語ります。高齢者にはどうしても難しく、年齢や規模による消費者や事業所間の格差を国策により新たに生み出すことにもなります。

ポイント還元事業に参加可能な中小店舗のうち、その対応状況、また、複数税率レジの補助金事業対象の事業所のうち、その導入状況、区内でそれぞれ何%か、伺います。

区長は、消費税について、「少子高齢化が進む中、国民全体で広く負担していただくことで、社会保障の維持に必要な財源」「各国に比べ決して高い税率ではない」などと述べてきました。

消費が落ち込み景気の後退局面での消費税10%は、区内経済にも壊滅的な影響を与え、区民、中小零細企業、商店街にとって、「高くない」どころか重過ぎる負担だと思わないのか、伺います。また、今からでも消費税増税を中止するよう国に求めるべきです。いかがでしょうか。

国の政策で区内経済が冷え込まされているときに意見を述べるのは当然ですが、住民に身近で区内最大の事業所の1つである品川区にもやれることがあります。区の仕事は、2,500人の常勤職員、1,300人

の非常勤、ほかに委託や指定管理による公務労働者で担われ、区が発注する工事や委託、物品などの契約額は年間467億円に及び、受注する事業者を支払われています。これらを地域経済に循環させ、区民一人ひとりの生活と営業の向上につなげる視点が重要です。

その手段の1つが、公の仕事を受注する事業者との間に労働報酬下限額などさまざまな契約事項を上乗せし、公務を担う労働者が適正な賃金を受け取れるようにする「公契約条例」です。区は、4月から要綱をつくり、契約受注企業にチェックシートを提出させ、末端の下請まで含めた賃金や休日の取得など労働環境の把握を始めました。その範囲は2,000万以上の工事および委託契約で、それぞれ全契約数のうち16.8%と8.4%。区は、その結果を踏まえつつ、公契約条例を定めるか否かも含めて検討を始めるとしています。

近年、低入札価格による入札不調も相次ぎ、その上、重層下請構造により、下に行けば行くほど下請企業の経営圧迫、労働者の賃金低下を招き、官製ワーキングプアも問題になってきました。国は設計労務単価を年々引き上げているのに、現場の労働者が受け取る賃金との格差は年々広がり、後継者不足や技術の継承、業界の存続すら危ぶまれる事態になっているとの悲痛な声が届いています。

事態の打開には、公契約条例で業種ごとの労働報酬下限額を定め、最前線で働く公務労働者の適正な賃金保障が必要です。それがひいては公共サービスの質の向上と住民福祉の増進、地域経済の活性化にもつながります。しかし、この間、議会で示された区の考えは、下限額は定めず、賃金を把握しても最低賃金さえ上回っていれば問題にしないというもの。これでは公契約条例の本来の目的に照らして実効性は乏しくなります。

設計労務単価と現場労働者の実際の報酬の乖離は問題ではないのか、伺います。

また、設計労務単価と労働報酬下限額を設定しないのはなぜか、下限額を設定した条例制定を求めますが、それぞれいかがでしょうか。

実効性ある公契約条例の実現へ、建設労働者などの代表も参加する検討会を立ち上げ検討することを求めますが、いかがでしょうか。

次は、品川の競争教育を見直し、子どもの豊かな成長の保障をです。

ことし3月、国連子どもの権利委員会は、日本の子どもの権利状況についての総括所見を公表。98年の第1回所見以来、子どものストレスをつくり出す「競争的な学校環境」への懸念が示されてきましたが、今回の所見では、それはさらにひどくなり、社会全体に及んでいる上、子どもが子どもとして生活し、成長発展を保障する「子ども期」を奪っていると指摘。あまりにも競争的な制度を含むストレスフルな学校環境から子ども解放することを求めました。

これは品川にそのまま突きつけられます。2000年から始まった品川「教育改革」は、全国で初めて学校選択制と学力テストを導入。以来、詰め込み・前倒しカリキュラムの導入、小中一貫校の整備で義務教育に「複線化」を持ち込み、子どもにはテストの点数、学校には子どもの獲得の競争・市場原理を公教育に持ち込んできたからです。

子どもがストレスのあまり学校を避けざるを得なくなる不登校は年々増え、2017年度の中学生の不登校は3.19%、30人に1人に上っています。

私は、ことしの代表質問で、「子どもの権利条約の観点から品川の競争教育を見直すべき」と質問。区教委は、「品川の教育要領は子どもの権利条約の目的と一致している」と答弁しました。しかし、その後出された国連所見は真逆の答えを示しました。品川の子どもは過剰に競争的な環境にさらされ、子どもが子どもとして生活し成長するために必要な子ども期が奪われていないか。所見や子どもの権利条

約に照らし、具体的に3点伺います。

1点目は、学力テストです。

品川では、2年から9年生までの区の学力テストが行われています。その上、5年生と8年生には東京都の、6年生と9年生には国の学力テスト。つまり、2年生から年1回、5年生からは年2回の学力テストがほぼ毎年続く。まさに「テスト漬け」です。子どもは常に点数という一側面での評価にさらされ続け、子ども同士の間観もゆがめられていく。子どもの興味関心の文脈とは無関係なテスト対策の勉強による「学力」は、一過性の上、勉強嫌いを増やす心配。区の学力テストは、学校ごとにホームページ上での公表を義務づけられ、学校選択の判断材料として使われるため、点数向上は必然的に学校運営の中心課題となり、テスト対策に追われることとなります。議会で区教委は否定しましたが、教員からは「テスト対策のための指導は現場では当然行われている」との声も届いています。

小学校2年生から毎年繰り返される学力テスト漬けの状況。品川の子どもたちのつらい気持ちがわかりますか。伺います。

2点目は、子どもの自由な時間の保障です。

品川の小1の授業時間は、国の新学習指導要領に比べ75時間も多い年間925時間。さらに100時間以上も増やし、「学校の特色」として宣伝する区立小もあります。今や水曜が毎週午前で終わるとするのは過去の話となっています。

放課後になっても宿題が子どもたちを拘束。毎日、計算ドリル、漢字の書き取りに音読、体を動かすのも宿題で、「ワンミニッツエクササイズ」では決められたメニューの中から選んで運動。子どもからは「手錠をはめられている」との声も聞かれます。ある小6と小2の子どものお母さんは共働きで毎日遅くなり、「今、子育てで一番つらいことは、毎日の子どもの宿題の丸つけ」と語ります。親も巻き込み、子どもは逃げることはできません。

現状の多過ぎる授業時間や宿題は、子どもたちの自由な時間を奪っていると思いませんか。伺います。

3点目は、子どもの意見表明権です。

「掃除中はしゃべらない」「晴れた日の20分休みは必ず外で遊ぶ」、区立学校で広がる学校生活の事細かな立ち振る舞いまでルール化する行き過ぎた「学校スタンダード」。共産党は、子どもの自発性や創造性を培う機会を奪い、豊かな成長をゆがめるのではと指摘し、見直しを求めてきました。国連所見でも、「意見を持つことのできるいかなる子どもにも、年齢の制限なく、子どもに影響を与える全ての事柄において、その意見を自由に表明する権利を確保し、おどかしと罰から子どもを守り、子どもの意見が適切に重視されることを確保するよう」要請し、子どもの「聞かれる権利」「意見表明権」の確保が豊かな成長発展の鍵だと述べました。学校スタンダードはまさにこれに逆行し、見直しが必要です。

区立学校での学校スタンダードの公開を求めます。また、一方的にルールの遵守を求める行き過ぎた学校スタンダードは、子どもの意見表明権を封じ、子どもの成長をゆがめると思いますが、それぞれいかがでしょうか。

次は、人口激増であふれる駅、ゼネコンの儲けのために税金投入で進める超高層再開発はやめよです。

私が住む大崎では、芳水小のすぐ脇に149メートル、39階建てマンションを建てる大崎駅西口F南地区再開発計画が住民の地域環境への不安を呼んでいます。これまでの再開発の超高層ビル群で削られてきた最後の日照が奪われる。風害や、超高層特有の災害・停電時の心配。山手通りを抜ける道路の今でも大変な交通渋滞。149メートルは航空法目いっぱいの高さですが、陳情や準備組合との交渉を続けてきた住民の会が「なぜこの高さでないといけないのか。住友の商売の都合以外にあるのか」と質問して

も、「都の副都心、大崎駅前にはふさわしい、さらなる開発事業を進める」など、まともに回答せずごり押しする区や事業者に不信感は募っています。

大崎駅西口F南地区再開発計画が149メートル、500戸の住宅でなければならない理由は何か、改めて伺います。住民の声を受け、規模を見直すよう準備組合に働きかけるよう求めますが、いかがでしょうか。

大崎の再開発ラッシュの人口激増でとりわけ大きな問題となっているのが駅の超混雑です。通勤時間帯には南改札口からホームにおけるエスカレーターに毎日長蛇の列。住民からは、「ぎゅうぎゅうで乗れない。何本かやり過ぎざるを得ない」「この時間帯での電車の外出は諦めている」との声が上がります。武蔵小山や大井町、西大井など全区的な問題にもなっており、ことしの行革委員会のテーマにもなりました。策定中の新しい長期基本計画案でも、駅の混雑解消が課題に掲げられ、「駅周辺のまちの開発・整備による利用者増」と認めています。

98年以来この20年間で大崎駅周辺の7つの開発が行われた4丁目の人口は、7,575人から1万7,802人へ、2.35倍に増加。芳水小は耐震補強も行われていましたが建てかえられ、保育園も4園から16園に増えました。また、大崎駅の乗車人数は07年からの10年間で16万5,000人へ、約5万人、142%増えました。

その上、この西口F南地区計画は、地区内の85戸から500戸へと住宅を5.9倍に増やす計画であり、大崎駅周辺では、この隣の西口駅前地区、山手通りと山手線の間東口第4地区、イマジカー帯の東五反田二丁目第3地区、旧ソニー4号館跡地と、再開発計画ラッシュはとまりません。

しかも、区は、新しい長計案で、「リニアや羽田アクセス新線により国際都市としてのポテンシャルが上がる」と、超高層開発を五反田、大井町・広町、天王洲・品川駅南、武蔵小山、戸越公園と、区内全域に広げようとしているのです。

超高層再開発はなぜとまらないのか。それはディベロッパーやゼネコンにとって「つくれば売れる」最大の商売だからです。しかも、行政が補助金、税金投入で応援してくれるのですから、これ以上おいしい話はありません。これまで再開発に投入された補助金は1,376億円、うち大崎周辺9地区に897億円と集中。ここで超高層ビルが増えていくのも当然です。

かつて共産党は「大手ゼネコンや不動産会社のマンション事業の利益のために税金を使うのはやめよ」と質問。区は「単に開発によるビルの建設や利益だけが目的ではない」と答弁し、暗に再開発が開発企業の利益を目的の1つにしていると認めました。大企業の営利活動に引っ張られ、局地的で短期的な人口急増による地域環境への負荷などお構いなしに超高層乱立とは、まちづくりとはほど遠いものです。

一時人口7万人を割ると言われていた中央区。その後、人口増を掲げ、規制緩和で再開発を猛烈に推進しました。結果、20万人近くまで人口が急増し、晴海や勝どきなどの駅の超混雑。学校は、増改築、学区の変更。学童の待機時問題。急増する保育需要で企業主導型保育や無資格の保育ママで対応した結果、死亡事故で子どもが3人も亡くなる事態も起こりました。今年度から民間マンションへの容積率の規制緩和措置を取りやめるなど一定のかじの切りかえを余儀なくされましたが、区の再開発は除外するという矛盾と迷走。他山の石とすべきです。

新しい長期基本計画において、一極集中を進め駅混雑や施設不足など問題の多い超高層再開発のまちづくり方針の転換を求めます。いかがでしょうか。

最後は、区民、区議会決議を無視し羽田新ルート計画を受け入れた区長に資格なし、濱野区長の辞職を求めるです。

8月8日、石井前国交大臣は「地元の理解が得られたと判断した」と述べ、羽田新飛行ルートの来年3月29日からの運用開始を発表。しかし、地元・品川には「理解が得られた」との事実は全くありません。

国交省による区内13か所の教室型説明会では、反対の声であふれ、何度も怒号が飛び交う。幾つかの会場では、発言者が参加者に計画の賛否の挙手を促し、賛成はゼロ、圧倒的多数が反対に手を挙げるといった場面もありました。

また、区議会は、3月末、「新飛行ルート案を容認することはできない」と全会一致で決議。国交省が9月6日に行った区議会への説明の場では、12名の議員が「決定に抗議し撤回を求める」「理解したつもりはない」「きょうをもって理解が得られたとはならない」と発言しました。賛成意見は皆無でした。にもかかわらず、国はどんなに区議会が反対の声を上げようと決定に従って実施していくと強弁。これは、あからさまな住民無視、地方自治・民主主義のじゅうりんで、断固抗議し、決定の撤回を改めて求めます。

一方、国交省はこの場で「品川区から理解を得られたと思っている」とも述べました。実際、濱野区長は、計画が持ち上がった当初から国交省と直接やりとりする場を重ねてきたにもかかわらず、一度たりとも計画に反対の意思を示したことはありません。それどころか、早くも3年前の2016年4月と5月、国交省の審議官、事務次官に相次いで面会した際には、「重要な国策」と理解を示し、感謝までされていました。

昨年の区長選では「区民の安全・安心を最優先」と公約し当選しましたが、直後の就任会見で「一品川区が反対するわけにはいかない」とあっさり容認に転じ、区民の願いに背を向けました。

7月30日の都の関係区市連絡会は、区が公の場で正式に発言する最初で最後の機会となりました。共産党は、他党派と共同で区議会決議に基づき「容認できない」との態度を表明するよう区長に直接申し入れていたにもかかわらず、区は、決議の紹介のみにとどめ、「容認できない」との態度表明は行いませんでした。

さらに決定的な場面は、決定発表の前日の国の「協議会」です。都は事前に新ルート案を容認・推進する意見表明の内容を関係自治体に示し意見を求めていましたが、品川区の回答は何と「意見なし」でした。

これらを受け、国は計画決定を発表。品川区は、反対の意思表示を拒否、事実上容認し続け、そして国の決定を招きました。騒音・落下物、資産価値の下落に大気汚染、万が一の墜落事故の危険、新飛行ルートが実行されれば、将来にわたり品川区民の命と暮らしが脅かされます。住民の命と暮らしを守るべき区長として、その責任は重大です。

羽田新ルート計画について、国交省は9月6日の区議会への説明の場で「品川区からは理解が得られた」と明言しましたが、区はその国の評価でよいのか、伺います。

区民世論、区議会決議に反し、区民の暮らし・命を脅かす羽田新ルート計画を受け入れた濱野区長には区長の資格はありません。濱野区長の辞職を求めます。いかがでしょうか。

以上で私からの一般質問を終わります。どうもありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、消費税にかかわるご質問についてお答えを申し上げます。

初めに、ポイント還元事業の対応状況ですが、区では、参加可能な事業者は約1万1,000店舗と見込んでおり、そのうち約4,500店舗が今回のポイント還元事業に参加すると予想しております。

直近の状況につきましては、経済産業省のホームページによりますと、約55%の2,500店舗が申請していると推計しております。

また、軽減税率対応レジの導入等支援について、国は、9月末までに軽減税率対応レジの導入台数が24万台に達し、全国の必要事業者に行き渡るめどが立ったと発表しております。

区といたしましても、引き続き商店街連合会や商工会議所などの関係団体と連携し、制度周知などに努めまして、必要な事業者にも新レジが行き渡るよう取り組んでまいります。

次に、消費税の税率改定につきましては、国において軽減税率制度やポイント還元などさまざまな対策が図られており、区といたしましても、秋のプレミアム付区内共通商品券の発行額を増額しております。なお、今後も地域経済の動向を注視してまいります。なお、消費税率につきましては、国税のあり方に関することから、国において議論されるべきものであり、税率改定の中止を求める考えはございません。

その他のご質問等につきましては、各担当部長等よりお答えを申し上げます。

〔総務部長榎本圭介君登壇〕

○総務部長（榎本圭介君） 私からは、公契約についてお答えします。

設計労務単価と実際の報酬の違いについてですが、区は東京都における設計労務単価を用いて予定価格を算定しており、事業者の責任のもと労働契約が結ばれているものと認識しております。

今年度より「品川区が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱」を適用し、予定価格が2,000万円以上の工事ならびに委託契約の相手方に「労働環境チェックシート」の提出を求め、労働環境の把握を始めたところです。先月までに提出されたチェックシートでの賃金額は、一例で申しますと、大工職種で設計労務単価日額2万5,300円に対し、4件の工事請負契約の平均で2万4,250円となっております。チェックシートに記載するのは「最も低い賃金単価」としておりますので、おおむね設計労務単価と近似しているものと推定しております。今後も引き続き賃金データの集計・分析を進めてまいります。

次に、公契約条例については、東京都の最低賃金額を上回る設計労務単価を基準として予定価格を算定していること等から、慎重に検討することが必要であると考えています。

次に、検討会については、建設労働者や経営者の方々との懇談は既に行っておりますので、この中でご意見を伺い、どのような形態が適しているのか、研究してまいります。

〔教育次長本城善之君登壇〕

○教育次長（本城善之君） 私からは、教育についてお答えいたします。

まず、学力調査についてですが、区で実施している学力定着度調査は、経年で児童・生徒一人ひとりの学力の定着状況を把握し、教員が個々の児童・生徒の指導に生かし、授業改善を図ることを目的としているものでございます。年1回という実施回数ならびに学校訪問や児童・生徒アンケートの結果からも、児童・生徒に過度な負担を与えるものとは考えておりません。

次に、授業時数についてです。改訂した区の教育要領では、確かに1、2年生では本区の教育の特色でもある英語科や市民科などの推進に必要な授業時数を増やしておりますが、3年生以上につきましては国の改訂と同様の授業時数となっております。

また、宿題につきましても、学習内容の定着を図るために、各校が児童・生徒のさまざまな実態等を鑑みながら、無理のない形で行っているものと考えております。

次に、学校における決まりやルールについてですが、集団生活を送る上で、成長発達途上にある児

童・生徒にとって欠かせないものと認識しています。各学校では、学習習慣を身につけさせるとともに、安全で落ち着いた学校生活を送らせるために、誰にでもわかりやすいよう具体的な内容を定めています。

決まりやルールは、年度当初の通知や保護者会等において確実に周知するとともに、掲示物や生徒手帳に明記しているほか、ホームページに掲載している学校もあります。

また、見直しの際には、保護者アンケートや児童・生徒会等で上がった意見、学校評価の結果等も参考にして行い、その指導に当たっては、児童・生徒の主体性を重視して進めております。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

○都市環境部長（中村敏明君） 私からは、再開発事業と羽田空港の機能強化についてお答えいたします。

初めに、再開発事業について、まず、大崎駅西口F南地区の再開発計画についてですが、本地区を含む大崎駅周辺地区は、副都心としてふさわしいまちづくりをめざし、防災性の向上を図り、にぎわいと魅力あるまちづくりを進めているところでございます。現在、本地区では、業務や商業などの都市機能の集積と区民が安心して暮らし続けることのできる都市型住宅の供給をめざし、計画が進められているところです。地区の目標の実現に向けた本計画について、引き続き支援してまいります。

また、市街地再開発事業は、品川区マスタープラン等のまちづくり方針に基づき、それぞれの地域における望ましい品川区の市街地の形成を実現し、まちの活力を高めていくものでございます。今後も、地域の防災力の向上とにぎわいの創出のため、さまざまな方法でまちづくりを進めてまいります。

次に、羽田空港の機能強化についてですが、令和元年8月8日に行われた大臣会見では、関係自治体等からのさまざまな意見、要望等しっかりと受けとめ、丁寧に対応していくことを前提に、国として地元の理解が得られたものと判断したとする発言があったところです。

区は、平成26年に新飛行ルート案が示されて以降、区民の立場に立ち、一貫して国に対し、区民の不安の払拭に向けた取り組みや、丁寧かつ具体的な説明を強く求めてまいりました。これを受け国は、学校等の防音工事助成制度の弾力化や、落下物対策の新たな基準の法制度化、また区民への丁寧な説明として13か所にわたる教室型説明会の開催に至りました。

本年7月に都が開催した関係区市連絡会においても、区議会での決議や、区民からは依然として不安の声が多く聞かれている状況を伝え、不安の払拭につながるさらなる取り組みの実施とともに、現飛行ルート案を固定化することがないよう取り組むことを強く求めたところでございます。国は、これらの声に応える新たな追加対策を示した上で、要望等をしっかりと受けとめ、丁寧に対応するとしています。区としましては、引き続き国が対応をしっかり行うよう強く求めてまいります。

○安藤たい作君 自席より再質問をさせていただきます。

まず、羽田からですが、質問で紹介したように、9月6日の説明の場では、国は「品川区からの固定化することのないよう求めるなどの意見を頂戴した」と述べ、「最終的に品川区からも理解いただいと考えている」と言ったんですね。つまり、この区のまずは飛ばすことは認めるという区の固定化云々の発言が国の決定判断につながった。これは、私は重大問題だと思うんですね。私は、品川区が理解したとの国の評価についてそれでいいのかと質問しましたが、答弁ありませんでした。お答えください。

また、先ほどの答弁を聞いていると、区は何か努力してきたと。それに国も誠実に応えてきたと。ちょっと胸を張っているようにも聞こえたんですけども、どれだけ、私、国と会っても、努力したんだと言ってみても、品川区、述べましたけど、反対意思を一度も表明しなかったというこの事実は、私は消えないと思うんです。私は、それが区民への背信であり、区長の責任の放棄であり、だから辞任を求め

ました。その辞任の考えがあるのか、改めて伺いたいと思います。

次に、教育です。学力テストは過度な負担でないというような話ですとか、宿題も無理がないというような話もありました。学校スタンダードについても同様の答弁ですが、しかし、それはあくまで区教委の評価ですよね。私は子どもたちのつらい気持ちがわかりますかと伺いました。それらの答弁というのは、子ども自身の気持ちをきちんと把握し聞いた上でのものなのか、お答えいただきたいと思います。

次、再開発です。近隣住民にとってなぜ149メートル、39階でなければならないのかは素朴で最大の疑問です。しかし、本日も本会議の場ですら答えがありませんでした。私が聞いたのは……

○議長（渡辺裕一君） 安藤君、質問をまとめてください。

○安藤たい作君 端的に言えば、149メートルじゃないと区が大義名分としても掲げている副都心にふさわしくならないんですか、にぎわいと防災性の向上は実現できないですかということです。お答えください。

最後、公契約条例だけ。慎重に検討するというような、ちょっと腰が引けているような印象を持ちました。私、労働報酬下限額の設定になぜ慎重なのか、その理由をしっかりお聞かせください。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

○都市環境部長（中村敏明君） 私からは、羽田空港の機能強化と再開発の再質問についてお答えいたします。

初めに、羽田空港の機能強化についてですが、国の決定について区の判断というところと、それから区長についてというところでございます。

まず初めに、国の決定についての区の考えでございますけれども、この首都圏空港、羽田空港の機能強化は、国が進める事業でございます。その中で、国は責任を持って進めるというふうに回答しているところでございます。したがって、この国の判断は国の責任において行うべきもので、国策でございますのであくまで国の判断というところが区の認識でございます。区といたしましては、区民に対する影響、騒音や落下物など環境影響に対してしっかりと取り組んでいただきたいということ、それからルートを固定化することがない取り組み、こういったものを引き続き国に求めていく考えでございます。

また、2つ目の質問でございますが、これも繰り返しになりますが、羽田空港の機能強化、国が進める事業で、その国が国の責任で決定し、国の責任で進めるとしてあります。羽田空港の機能強化、決定も進めることも責任の所在を国と発言している、その国と向き合うべき事柄であると考えておりますので、区は国に対してしっかりと発言をしていくべきというふうに考えております。そのときに国に求める内容といたしましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

続きまして、再開発についてでございますけれども、この住宅の戸数、その他規模につきましてですけれども、区といたしましては、本地区では業務や商業などの都市機能の集積、そして防災対策として区民が安心して暮らし続けるというところで、不燃化と同時に都市機能の集積でございます。こういったものにつきましては、この事業を進める事業者が地域の住民の方々と話し合いを重ね、この地域の方々の意見として進めているというふうに聞いております。区といたしましては、本地区のまちづくりにおいて、区の方針に従ったこの計画につきましては、支援をしていくということで考えております。

以上でございます。

〔教育次長本城善之君登壇〕

○教育次長（本城善之君） それでは、私からは、教育に関する再質問にお答えいたします。

ただいま子どもたちの声をどのように捉えているかという趣旨だったと思っておりますけれども、先ほ

どご答弁でも申し上げましたように、例えば児童・生徒アンケートの結果からもということでお答えしたところでございます。

例えばアンケートを見ますと、子どもたちの声といたしまして、友達と仲よくできている、あるいは自分が集団の目標達成に向けて役割や責任を考えて行動できているというように、多くの子どもたちがそのような項目に肯定的に答えているようなところが見てとれるところでございます。そのようなアンケートから見ても、子どもたちが生き生きと主体的に学校生活に取り組んでいる様子が見てとれると考えているところでございます。

〔総務部長榎本圭介君登壇〕

○総務部長（榎本圭介君） 安藤議員の再質問にお答えいたします。

公契約条例に関して慎重に検討するという理由でございますけれども、先ほどご紹介したように、設計労務単価と実際の工事請負契約の金額とが割と近い状況でございます。そういった意味で、設計労務単価との状況を、違いを今後しばらく見る必要があるというふうに考えているところでございます。

○安藤たい作君 自席より再々質問をさせていただきます。

まず、羽田です。私、国が「品川区から理解いただいた」という発言も紹介しましたが、しかし、先ほど答弁ありましたけど、区のほうは「それは国の判断です」ということは言うんですけど、この国の発言について否定していないんですよ。結局、黙認、容認しているという、私はその発言について聞いたんですよ。結果、黙認していると。決定前も、決定後の今に至っても、国に反対も撤回も抗議すらしない。世界に例がない都心低空飛行により、将来にわたって区民が騒音・落下物、大気汚染に万が一の墜落事故と、不安と危険にさらされるわけです。決定後の抗議集会がありまして参加しましたが、区民からは「もう住む環境でなくなってしまう」というような声すら上がりました。区民の命と暮らしを守るべき区長の資格はないと私は辞職を求めておりますが、改めていかがでしょうか。伺いたいと思います。

それと、教育です。子どもの権利条約、国連所見が指摘するように、子どもの声を聞くことというのは、子ども期の保障、子どもの発達、成長発展にとっての鍵です。改めて、今のアンケートだけでは、ちょっと生き生きと主体的に取り組んでいると、ちょっと私は飛躍があるなと思います。改めて、子ども自身の声や意見を聞いて、学力テストや自由時間の保障、学校スタンダードなど教育政策の見直しに反映するよう求めますが、いかがでしょうか。

再開発です。区の答弁を聞いても、結局、ここで伺っている、航空法目いっぱいの高さの建物を建てなければいけないとの理由は、この区自らの計画に照らしてもですよ、住民の納得がいく説明は何もできておりません。そういうことですよ。住環境を壊して大企業のために税金投入を進める、まともな説明すらできない、こういう計画は……

○議長（渡辺裕一君） 安藤君、質問をまとめてください。

○安藤たい作君 見直しを改めて求めますけども、いかがでしょうか。

以上です。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

○都市環境部長（中村敏明君） 私からは、羽田空港機能強化と再開発の再々質問にお答えいたします。

初めに、羽田空港の機能強化でございますけれども、国の進める事業に対して区の考えはということで、まず、8月8日の大臣会見におきまして、「要望等をしっかり受けとめ、丁寧に対応していくことを前提として、国として地元の理解が得られたものと判断をする」というところでございますので、

この判断の基準というものは国が示したというふうに解釈できるものというふうに考えております。したがって、責任の所在が国であるというふうに認めている国が申した意見に対しまして、区としては、しっかりとその対応を引き続き行っていただくと。また、この対応の中には、環境影響と固定化することがないような取り組みに対する、2点について特に意見として申し上げたところでございます。これをしっかりと、区からの求めに対して対応していただくというところが今後区として行うべきことというふうに考えてございます。

次に、再開発につきましてですが、住環境については、これは防災性の向上というところも目的の1つとしまして、不燃化に大きく貢献しているというふうに考えます。また、この規模につきましても、業務や商業などの都市機能の集積というところでは、この事業者からさまざまな案について検討を行ったというふうに聞いております。また、そういった中で、区にも指導を仰ぐといったところの中で、この都市機能の集積と区民が安心して暮らし続けることができるという2点について、区の方針に沿ったものということで、区としては現在支援をしているというところでございます。

以上でございます。

〔教育次長本城善之君登壇〕

○教育次長（本城善之君） 教育に関する再々質問にお答えいたします。

先ほどアンケートをとということで、例えばの例で挙げましたが、もちろん子どもたちの声を日常的に酌み取っていくのは学校の先生方です。その上で、教育委員会といたしましても、例えば定期の、あるいは随時の教育委員会指導主事による学校訪問でありますとか、児童・生徒会の懇談会を通じて、あるいはさまざまな連合行事等々で、子どもたちの生き生きとした学習している姿を教育委員会自体としてもきめ細かく把握しているところでございます。そういったところを総合的に把握しながら、教育施策を反映する教育委員会としても、そのようなことをきちんと踏まえながら、しっかりとした教育施策を立案、遂行しているところでございます。

○議長（渡辺裕一君） 以上で、安藤たい作君の質問を終わります。

次に、大沢真一君。

〔大沢真一君登壇〕

○大沢真一君 自民・無所属・子ども未来を代表して、通告の順に従って一般質問をさせていただきます。

まず初めに、高齢者のセーフティネットについて質問いたします。特にひとり暮らしの高齢者のケアについて伺いたいと思います。

内閣府の高齢社会白書によりますと、65歳以上の単身世帯は2015年で592万世帯ありまして、2035年には65歳以上の男性の約16%、女性の約23%が単身世帯になると予想されています。これからの高齢化を見据えてひとり暮らしをされている高齢者の方が安心して介護を受け、また孤独を感じずに生活ができるよう、区としての対策を行うべきと考えております。

品川区においては、第7期品川区介護保険事業計画が策定されております。「地域の支え合い体制の強化による地域包括ケアの推進」を重点課題として、推進プロジェクトが展開されています。

その中に、ひとり暮らし高齢者および高齢者のみの世帯についての実態調査の結果が掲載されております。2017年の品川区においては、75歳以上のひとり暮らしの世帯は7,015世帯あります。これは前回調査の2014年の9,459世帯からは減少しているようです。

65歳以上のひとり暮らし高齢者と高齢者のみの世帯を加えた数については、2017年は2万840世帯で

したが、これも2014年の2万1,991世帯からは減少しているようです。これまで品川区にて高齢者世帯が増加しているのとは異なる傾向を示しております。

このように、品川区の介護保険事業計画での高齢者世帯が減少している要因をお聞かせください。また、将来的にひとり暮らし高齢者や高齢者世帯がどう推移するか、見解をお聞かせください。

次、高齢者のひとり暮らしで特に問題となるのは「認知症」と「孤独死」であり、地域や行政がきちんと高齢者の見守りを行う支援体制を整えていかなければなりません。

先ほどの品川区第7期計画によりますと、ひとり暮らしの高齢者のおよそ半数の方が高齢者相談員による定期的訪問、いわゆる見守りを希望すると回答しております。夫婦などで住まれる2人暮らしの高齢者世帯でも約4世帯に1世帯が同じく見守りを希望すると回答しております。

夫婦で住まわれている高齢者の方々も含め、何かあったときにすぐに緊急連絡がつく、また何か異変があったときにはすぐに見つけてほしいといったニーズはやはり高いと言えます。

品川区においては、62の町会・自治会による見守り活動や定期的なサロン開催などが行われています。町会・自治会の見守りのための活動経費に対しての補助も行われています。

しかし、実際に自治会の活動内容を見てみますと、一部の自治会で月2回程度の見回りの活動が行われておりますが、全ての地域で見守りを行う体制は組めていないように思われます。やはりマンパワーが足りないというのが実情ではないのでしょうか。

そのほか、民間企業と連携した見守りネットワークを組んでおり、新聞配達員や宅配員が郵便物がたまっているなどの異常を感じたときは区に通報してもらうよう提携が組まれております。

「品川区高齢者住宅生活サービス事業」においては、電話や訪問などによる定期連絡のサービスが4,800円で2年間受けられることとなっておりますが、これは住宅転居サービスの一部として行われ、見守りのみのサービスを受けることはできないようです。

そこで、見守りのマンパワーを現状の施策で十分確保できるのか、また、必要があれば定期連絡の有料サービスを提供してはどうかと考えますが、見解をお聞かせください。

続きまして、介護難民の課題についてお伺いいたします。

元岩手県知事・総務大臣である増田寛也氏が座長を務めます日本創生会議が首都圏における介護難民の予測をしております。同会議によりますと、東京都や周辺県での介護施設建設のための土地が十分に確保できず、2025年には1都3県で介護難民が13万人になるという推計がされております。また、介護需要の増加に対応するためには、都内で毎年2,600人以上の介護職員を確保しなければならないとされております。

品川区では、第7期介護保険事業計画において、令和7年の介護サービスの利用者数の予測が出されております。例えば住宅介護支援を必要とする人は、毎月5,600人から令和7年には600人増加の6,200名とされております。老人ホームなどの施設サービスについては、毎月約2,000人から令和7年までほぼ横ばいで推移するとされております。これは、地域包括ケアシステムの考えをもとに、介護支援を施設サービスから在宅サービスにシフトさせていくという方針ということかと思えます。

それでは、今後増加する介護サービスに対して、介護職員をどのように確保していく方針か、お聞かせください。また、施設サービスを抑制しながら、在宅サービスでの対応で十分に区民のニーズに応えることができるのか、見解をお聞かせください。

続きまして、介護予防についてお伺いいたします。

品川区介護予防・日常生活支援総合事業においては、全ての高齢者を対象として、日常生活の元気度

をアップするための「一般介護予防事業」、また、介護認定に応じた「介護予防・生活支援サービス事業」が行われております。

一般介護予防事業については、フィットネスや体操教室などに通うことができ、元気な体と健康を維持するためにとっても大切な取り組みであると思います。このような事業については、より多くの高齢者に周知されてほしいと思いますが、一方では、それぞれの事業で定員が設けられているようです。

一方、介護予防・生活支援サービス事業については、利用者がサービス費用の1割から3割を負担し、定員は設けられているもの、設けられていないものの2つのパターンがあります。

そこで、一般介護予防事業について、区民に対してサービスを行えるだけの定員枠を十分確保できているのでしょうか。潜在的な需要があるのであれば、サービスの拡充も検討すべきと考えますが、見解をお聞かせください。

次に、品川区の予算の透明性の確保について質問させていただきます。

品川区として予算が適正に使われているか、またどのような業者が区の発注業務を受注しているかなど、区民からの信頼性を高めるには予算の情報公開が必要となります。予算や契約などの情報が常に公開されるという環境が整っているだけでも、区や業者にとってある種の緊張感が生まれるわけでありますので、透明性を確保することは、行政の質や健全性を向上させる上で最良の策であると考えます。

品川区の情報公開制度を見ますと、「契約事務に関する情報の公表実施基準」が定められており、区のホームページでの公表対象とされているものは、「予定価格250万円以上の競争入札予定の工事」とされており、それ以外では区の閲覧方式による公表か、情報公開条例の手続によるものとされております。

区のホームページでの契約情報を見ましても、「東京電子自治体共同運営電子調達サービス」という都全体の外部ページに飛びまして、品川区の契約情報はどうもわかりづらい状態になっているようです。

一方、東京都においては、財務局のホームページに、予定価格が250万円以上の工事契約について、受注業者や落札率が四半期ごとにわかりやすく公表されております。さらに、埼玉県久喜市においては、ことし2月に職員が随意契約での収賄罪で逮捕された事件が発生したことから、随意契約を含めた情報公開を決定しております。港区においても随意契約の情報が公開されております。いずれはここまでの透明性が必要ではないかと考えているところでございます。

品川区においても、まずは外部ホームページに頼らず、区のホームページにおいて、落札率や受注業者などわかりやすい形で公表すべきと考えますが、ご見解をお聞かせ願いたい。

情報公開のあり方についてさらに考えを進めると、行政データを公表し、誰もがデータの二次利用を行うことができるオープンデータの取り組みが活発化しております。全国の自治体でも、およそ4つに1つの自治体でオープンデータの取り組みが進められているのが現状であります。

品川区においては、区のホームページにて、都市計画や保育所など93種類のデータが公表されております。他の自治体ですと、これらの公表データを用いたアプリコンテストが実施されるなど、第三者のデータ活用が進められているところでございます。

そこで、品川区でのオープンデータについて、今後の活用方針についてお聞かせください。

続きまして、品川区におけるタワーマンション建設について質問させていただきます。

いわゆるタワーマンションと呼ばれているマンションですが、これは明確な法律上の定義はないようであります。一般的には20階以上のマンションを指すと言われております。東京都は言わずと知れたタワーマンションのメッカとなるわけですが、タワーマンションの歴史は意外に浅く、建設が本格化した

のは2000年代に入ってからであります。

不動産コンサルの東京カンテイの報告によりますと、都内で最もタワーマンションの棟数が多いのが港区の76棟、次いで江東区の60棟、3番目に品川区の41棟となっております。品川区は2010年から2020年に19棟建てられる計画ですので、今のところ建設のペースは落ちていないということになります。

さて、このように都市部ではタワーマンション人気が高まっておりますが、神戸市においては2020年7月に市中心部での規制に乗り出すとの方針を打ち出しております。市内の人口減少が予想されることに加え、郊外の過疎化を招いているとして、タワーマンションの林立を規制するとしております。具体的には、市中心のJR三ノ宮駅では新築を禁止、そのほかの神戸駅などを含むエリアの容積率を900%から400%に制限し、建設が事実上禁止されているところでございます。

これは、神戸市では人口減少が始まっているため、ニュータウンから中心部に人が流れ込むことで、郊外の空き家の発生や過疎化が進むとの懸念があることからであります。市全体の持続的な発展を促すため、ニュータウンでの子育て世代の入居に補助金を出すなど、ニュータウンでの世代交代を促すとのことであります。

需要と供給のバランスのみならず、タワーマンションをめぐるのは、建設による景観への影響であったり、伝統的な地域イベントがタワーマンション住民への騒音問題により制限をかけざるを得なくなるなどの事例も報告されております。このように、タワーマンション建設は地域づくりとうまく共存していかなければならないと考えております。

品川区におけますタワーマンション建設は、都市計画の用途地区で制限がかけられており、商業地区や準工業地区などにおいて建設が認められていることとなります。品川区では人口予測のピークが2044年の45万人と予想されておりますが、タワーマンションブームに流されることなく、区全体の持続的発展を考えてタワーマンション建設が計画されると考えるところであります。見解をお聞かせください。

最後に、タワーマンションの修繕管理体制について伺いたいと思います。

滋賀県野洲市においては、駅前の分譲マンションが空虚状態となり、ことし11月に行政代執行による解体に踏み切るとのことです。管理組合がなく、修繕積立金がゼロであるため、解体費用の1億円に対して税金が投入される事態となっております。

先ほどの神戸市においてもこの事態を憂慮しており、郊外でのタワーマンション建設については、修繕管理体制の行き届いた優良物件のみに建設を認めるとしております。具体的には、管理組合の運営状況や修繕積立金を審査する制度を2021年度から始めるとしております。これは全国で初の取り組みとなります。神戸においては、阪神大震災の際に、管理組合が機能不全となり、建てかえに長い時間を要した苦い経験もあるようであります。

品川区の人口はあと2044年ごろまで緩やかに伸びると予想されておりますが、マンションは建設されると50年はその土地で利用されることとなります。神戸などで検討される課題は、品川区にとっても決して対岸の火事ではありません。区においては、タワーマンションの修繕管理体制の健全性をどのように保っていくのか、ご見解をお聞かせください。

本日は以上であります。ご答弁のほどよろしく願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

(拍手)

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、タワーマンション建設についてお答え申し上げます。

初めに、持続的発展を考えた建設計画についてですが、ご指摘のように、あらかじめ区内の各地域に

ついて建物の用途や容積を定め、タワーマンションが建てられる場所の誘導規制を行っております。また、道路に面した宅地内に歩道や植栽など地域の環境に配慮した機能を設けるなどの指導を行っております。

一方、東京都が策定いたしました「都市づくりのグランドデザイン」におきましては、品川区は中枢広域拠点域に位置し、住宅の整備におきましては、量から質の向上への転換の促進が定められました。今後も区の望ましい将来像を見据え、利便性の高い立地特性を生かしたまちづくりを行ってまいります。重ねて、地区ごとにふさわしい計画を進めながら、地域コミュニティを重視し、持続的発展を考えたまちづくりに取り組んでまいります。

次に、タワーマンションの維持管理体制についてですが、区では、現在、マンションの適切な管理運営が行われるよう、マンション管理セミナーや専門家による相談窓口の開設等を行っております。セミナーには、タワーマンションの管理組合も含め、毎年50名以上の方々にご参加いただくなど、管理や防災に関する取り組みの支援を継続的に実施しております。

一方、東京都では、昨年度、東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例が制定され、管理組合による管理状況の届け出制度が規定されました。この制度は、管理組合が5年に一度、管理組合の運営状況や修繕積立金の設定状況等を区に届けるものであります。これらも含め、引き続きマンションの修繕や管理に関する支援を進めてまいります。

その他のご質問等につきましては、各担当の部長よりお答えを申し上げます。

〔福祉部長伊崎みゆき君登壇〕

○福祉部長（伊崎みゆき君） 私からは、高齢者のセーフティネットに関するご質問にお答えいたします。

第7期品川区介護保険事業計画上のひとり暮らし高齢者および高齢者のみ世帯の数は、第6期と比較して、合わせて1,151人減少しております。この計画上の数値は、民生委員の訪問による実態調査に基づいております。平均寿命の伸びに伴い、支援が必要な高齢者の年齢層が上がっていることから、2017年の調査では、調査対象者の年齢を5歳引き上げました。そのため、数値として減少をしているところでございます。なお、65歳以上の高齢者人口については現在も増加をしており、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯についても同様と認識しております。今後も次期長期基本計画の10年間については増加するものと見込んでおります。

次に、高齢者の見守りにつきましては、民生委員や町会・自治会の訪問を中心とした見守りに加え、「支え愛・ほっとステーション」が相談拠点として連携し、地域での見守り体制の充実を図っているところです。

さらに、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯を対象に、民間警備会社を活用した緊急通報システムによる安否確認事業を実施し、緊急時における不安の解消と生活の安全の確保を図っております。今後も、地域、民間企業、行政が連携して、見守りが必要な高齢者の状況に応じた取り組みを進めてまいります。

次に、介護人材の確保については、全国的に喫緊の課題となっております。区は、これまでも人材確保策について区内法人と意見交換を行い、遠隔地からの採用等の支援策を講じてまいりました。また、介護福祉専門学校のオープンキャンパス開催など、将来、品川の福祉を担う人材の確保にも力を入れてきました。今後は外国人雇用やICT活用による業務の効率化等にも積極的に取り組んでいく必要があると考えております。

また、介護サービスについては、訪問、通所、ショートステイを組み合わせた小規模多機能型サービス等を活用することで、可能な限り在宅での生活を支援してまいります。あわせて、後期高齢者人口の増加に伴い要介護状態の重度化も想定されることから、施設整備についても検討をしております。

次に、介護予防事業のうち、会場で実施する場合、規模やスタッフ体制、安全確保などから、定員を設けております。応募者数はおおむね定員内におさまっておりますが、定員を上回る場合もあり、さらなる介護予防の必要性を認識しております。また、サービスを利用していない方に対しましては、毎年調査を行い、ニーズの把握に努めております。今後、高齢者人口の増加に伴い、介護予防の対象者の拡大が見込まれます。利用動向や調査結果などから需要を見きわめ、介護保険制度の財源の中で工夫をしつつ、一人ひとりの状態に合ったサービスがご利用いただくことのできますよう努力をしております。

〔総務部長榎本圭介君登壇〕

○総務部長（榎本圭介君） 私からは、予算の透明性についてお答えいたします。

契約情報の公開の取り組みについては、区ホームページで工事発注予定表を掲載するほか、経理課が所管する案件の契約簿や入札経過調書の写し等を紙の冊子により区役所経理課窓口で公表しております。

今後、他区の事例を参考に、「予定価格」「契約金額」「落札率」「落札者」等の入った形式で区ホームページでの公表を検討してまいります。

次に、オープンデータの公表についてですが、オープンデータを積極的に公開し、その利活用を促進していくことは、官民協働による地域課題の解決につながる重要なことだと認識しております。区では、オープンデータを活用した試作のアプリケーションの開発などを行うワークショップを平成29年度より開催し、多くの区民の方や民間団体に参加していただいております。

今後も、より多くのオープンデータを公開し、二次利用しやすい環境を整備していくとともに、アプリコンテストなどを行い、区民の利便性の向上につなげてまいります。

○議長（渡辺裕一君） 以上で、大沢真一君の質問を終わります。

次に、筒井ようすけ君。

〔筒井ようすけ君登壇〕

○筒井ようすけ君 私、筒井ようすけは、品川改革連合を代表して一般質問を行います。

1つ目の質問は、羽田新飛行ルートについてです。

私は、国交省提示の羽田新飛行ルートに対しては、4年前から、騒音、落下物、墜落、不動産価値下落の4つのリスクがあり、また、一定の経済効果が認められるけれども、騒音等による健康への悪影響、不動産価値の下落などの経済損失のほうが上回ることで、品川区にとってノーメリットだということ、そして、他の地方空港の活用・大型客船が来る東京国際クルーズターミナルの活用などの対案もあるということを理由に反対してまいりました。

この間、落下物事故やパイロットの不祥事などが多発。国交省の説明不足も相まって、区民に羽田新飛行ルートに対する不安と怒りは広がり、それを受けて、ことしの3月26日に、品川区議会は、「品川区上空を低高度で飛行する新飛行ルート案を容認することはできない。国土交通省に対して品川区上空を飛行しないルートへの再考を強く求める」旨の決議を全会一致で可決したところであります。

安倍総理大臣や国交大臣などが提示したルートの実施条件である「地元の理解」の「地元」には、品川区議会が含まれることは内閣の答弁などで明らか。その地元の品川区議会でルートは認められない旨の決議が全会一致で可決しているので、地元の理解を得られていないことは客観的に明らかです。

しかし、そうした品川区議会の決議を無視し、つまり、地元の理解を得られていない事実を無視して、

突如、先月8月8日に、来年3月29日に新飛行ルートの運用開始を決定しました。

また、9月6日の国交省による説明会においても、区議会決議の無視について問うと、国交省は「総体」として理解を得られた旨の意味不明な弁明を行っております。

国交省のこのようなやり方は、手続が重視される民主主義に反する行為であり、地方議会軽視の地方自治の趣旨に反する行為であります。

品川区は、このような国交省と羽田新飛行ルートに対して断固たる対応をとるよう求めます。

そこで、まず伺いますが、品川区も3月26日の品川区議会の決議と同内容の立場に立っているのか、すなわち「新飛行ルートは容認できず、品川区上空を飛行しないルートへの再考を強く求める」という同じ立場に立っているのかどうか、ご見解をお聞かせください。この問題は車の両輪である品川区と品川区議会とで対応すべき問題ですので、同じ立場に立っていただくべきものと考えますが、いかがでしょうか。

次に、私は、この新飛行ルートについて、騒音・落下物による子どもたちの心身に対する被害を心配しております。

そこで、子どもたちが被害を受け得る場所として、学校と公園が挙げられますが、羽田新飛行ルートのA滑走路ルート・C滑走路ルートの直下にある学校と公園、およびA滑走路ルート・C滑走路ルートの東西の幅500メートルの範囲内の地域下にある学校と公園の各それぞれの名称と数を教えてください。また、それらの学校と公園に対する騒音・落下物への対策はどうするのか、教えてください。

また、国交省が示した「羽田空港機能強化に向けた追加対策」にある「教育施設等の騒音防止工事の助成」が可能な対象施設が「24施設」とありますが、その24施設の名称を教えてください。

また、公園に関連して、東京パラリンピック競技でもあるブラインドサッカーが新飛行ルートの直下にある天王洲公園で国際大会などを行ってきましたが、騒音によって競技の困難が予想されます。今後、天王洲公園でブラインドサッカーの国際大会などは実施できるのでしょうか。また、同じくルート直下にある東品川海上公園では、春と秋に運河まつり、また夏には地元町会・東親会の夏まつりが行われていますが、開催への影響はどのようにお考えでしょうか。

以上、それぞれ教えてください。

次に、一般住宅への騒音防止対策です。

先ほど述べたように、教育施設等へは騒音防止工事の助成を行うようですが、やはり一般住宅への騒音防止の取り組みも必要だと考えます。例えば、高齢者の増加等で医療・介護を在宅で行っていく社会の流れで、品川区も「在宅医療の促進」をうたっているところです。そのように在宅で医療・介護を受けられる方々にとって、ご自宅で騒音を浴びることは大変大きな負担となります。

また、教育・子育ては施設だけで行われているわけではありません。在宅で学習されている方もおりますし、在宅で子育てされている方もいらっしゃいます。また、働き方改革により在宅勤務が進められているところであり、在宅で仕事をする方も増えてきております。

このように、在宅で医療・介護、教育・子育て、さらに仕事を行う方が増えてくるという現実を踏まえれば、一般住宅への騒音防止対策は急務です。

そこで、品川区は、国に対し、騒防法など現行法の特例として、品川区内の一般住宅への騒音防止工事助成など騒音防止対策を強く求めるべきと考えますが、いかがでしょうか。また、国が騒音防止対策を講じない場合、品川区が、例えば基金を財源として、区の費用でもって緊急の騒音防止対策を講じるべきと考えますが、いかがでしょうか。それぞれご見解をお聞かせください。

また、五反田バレーなどせつかくの企業集積が進んでおりますが、オフィス、商店などにも多大な影響が及ぶと考えます。この点につき、いかがお考えでしょうか。教えてください。

また、港区が求めているように、新飛行ルートと不動産価値の変動調査を国に対して求めるべきだが、いかがでしょうか。また、品川ブランドを守るためにも、不動産価格の下落は何としても防ぐべきと考えますが、区として何らかの対策は考えているのでしょうか。それぞれご見解をお聞かせください。

また、かねてから問題となっております騒音によって生活に重大な支障が生じる視覚障害者の方々への対応はどうされるのでしょうか。教えてください。

また、落下物に対して区民はどう対応すればよいのでしょうか。具体的な通報や撮影の方法、落下物が氷の場合、保存の必要性や方法など、いまだわからないことばかりです。試験飛行が来年1月下旬にも開始予定と、あと4か月しかないので、区民の対応方法を早急に教えてください。

増設される騒音測定局ですが、その設置場所と、どのような意図なのかを教えてください。そして、国によりこれまで提示、説明された品川区で起きるとされた騒音より超えた場合、国はどう対応されるのでしょうか。このような場合、区と区民のルートについて事前の説明の理解の範囲を超えることであり、直ちにルート運用は中止されるべきと考えますが、教えてください。

来年1月下旬から始まる「試験飛行」の期間、周知方法、機体の種類をそれぞれ教えてください。また、試験飛行に対する区の対応、チェック体制はどうされるのでしょうか。教えてください。

また、国の追加対策であるルート実施後の「各自治体との間での情報共有や意見交換を行う場」については、全議員が意見を述べる機会の提供など、区議会の意見が適切に反映されるものでなければならぬと考えます。国に対して求めるべきですが、いかがでしょうか。ご見解を教えてください。

また、区がおっしゃっているルートの「固定化を防ぐ」とはどういう意味なのでしょう。対案の提示なども含めて積極的に区から国に求めるべきですが、固定化を防ぐための具体的方法はどのようにお考えなのでしょう。それぞれ教えてください。

また、ルートの実施中、撤回されるまでは、騒音、落下物などのリスクをこうむる区と区民に対し、目に見えるような代償措置やメリットとなるような地域振興策、経済的補助策を国に対して強く求めるべきですが、いかがでしょうか。ご見解を教えてください。

次に、2つ目の質問として、東京都受動喫煙防止条例について伺います。

脳卒中、心疾患、肺がんをはじめ、もはや万病のもととなっているたばこ。そのようなたばこの煙を吸い込みたくない人を守るために、望まない受動喫煙の徹底防止が必要であり、また、国際標準の受動喫煙防止というオリンピック開催都市としての義務を果たすべきことから、都民ファーストの会が中心となって「東京都受動喫煙防止条例」を成立させました。歴代の都政が全くやってこなかったことを成し遂げ、まさに「東京大改革」の1つだと言えます。

さて、条例に基づき、ことし9月1日から飲食店はシール式などによる標識の店頭表示義務が生じていますが、各飲食店の標識の表示状況および区の標識配布状況はどうなっていますでしょうか。また、より一層標識表示義務を履行させるための区の今後の配布・周知の方策はどう考えのでしょうか。それぞれお聞かせください。

区としましては、条例の義務履行・実効性担保のための取り締まりのための人員は十分とお考えでしょうか。また、人員不足のための民間委託は可能でしょうか。それぞれお聞かせください。

また、条例の義務履行・実効性担保のためには、地域の協力が必要と考えられますので、商店街連合会や町会に協力の要請をするべきと考えますが、いかがでしょうか。ご見解をお聞かせください。

罰則は過料となりますが、具体的徴収方法はどのようなのでしょうか。教えてください。

また、屋外の公衆喫煙所は何か所設置予定でしょうか。また、その具体的な場所はどこになるのでしょうか。それぞれ教えてください。

東京オリンピック・パラリンピックはいよいよ来年です。たばこの煙があたりに蔓延していないように、世界に恥ずかしくない品川区をめざしていただきたいと存じます。その観点で、区として今後の条例についての周知・対応はどうされていくのでしょうか。お考えをお聞かせください。

3つ目の質問、舟運の活性化について伺います。

オリンピック・パラリンピックまであと1年を切りました。中央区晴海五丁目に、選手村として利用した後、売却する5,000戸を超えるマンション群ハルミフラッグの販売も始まりました。

東京都では、このハルミフラッグに最も近い鉄道駅である勝どき駅が既に飽和状態であることから、新たな交通手段として舟運による輸送実験を行いました。

小池都知事が実際に乗船しテレビでも報道されたこの水上ルートは、勝どき近くの船着場から運河を進み日本橋までの区間を30分から40分かけて運行するものですが、乗客のアンケートを見ますと、通勤手段としての魅力に乏しいとの厳しい声が多数見られました。

ほかには、この晴海とは船で10分以内のところに位置する港区の竹芝エリアで大規模な再開発が進んでおり、竹芝埠頭からJR浜松町駅まで空中通路が完成することから、晴海から竹芝埠頭までの舟運も計画されているそうです。

しかし、棧橋から浜松町駅まで徒歩で15分以上かかるため、こちらも通勤手段としては課題が多そうです。

私は、都民ファーストの会の仲間と、8月13日、実際に小型船舶に乗って晴海の棧橋から東京モノレールの天王洲駅裏にある東品川二丁目防災棧橋までの舟運の航行実験を行いました。

晴海の棧橋を離岸して、船速5ノット、時速10キロメートル以下の低速での航行でしたが、天王洲まで20分ぴったりでした。

東品川二丁目防災棧橋は、近隣交通機関との連絡性で、交通アクセスは日本橋や竹芝を大きくしのぎます。

東京モノレールの天王洲アイル駅から浜松町まで5分、羽田空港まで14分、りんかい線の天王洲アイル駅から渋谷まで16分、新宿まで22分という好立地です。

そこで、品川区は、舟運活性化、本格的な水辺活用の一環として、そのような好立地にある天王洲の東品川二丁目防災棧橋を起点とした新たな定期航路実現に向けて動くべきであると考えますが、いかがでしょうか。ご見解をお聞かせください。

また、東品川二丁目防災棧橋の不定期航路事業の利用について伺います。

舟運には、時刻表どおりに動く定期航路事業と、時刻表によらない不定期航路事業があります。東品川二丁目防災棧橋の利用において、区の利用要綱では、不定期航路事業の利用事業者は、半径1キロメートル以内の事業者という規定も見られます。

この棧橋の利用実績を見ますと、利用事業者は品川区の近隣事業者ですが、使用している船は全て他地域のさまざまな事業者の船を借りて使用していることになっています。すなわち、自分の船を使わず、さまざまな他地域の事業者が船を借りて運航している。

しかし、利用回数や船の種類から見て、これは明らかに不自然です。船を借りているのではなく、名義を貸している可能性を排除できません。

そこで、公共棧橋ですから、半径1キロメートルの事業者だけに使用させるというような縛りをなくして、多種多様な船が切磋琢磨される中で企業努力によってコストダウンを図り、新たなサービスを生み出していく環境をつくるべきと考えます。ひいては、本格的な舟運活性化、水辺活用のためになると考えますが、いかがでしょうか。ご見解をお聞かせください。

また、この棧橋近くの「東品川清掃作業所」跡地の活用も天王洲と舟運活性化には必要と考えますが、どのようにお考えになっているのでしょうか。ご見解をお聞かせください。

4つ目の質問、品川台場の保存について伺います。

寛永6年（1853年）、ペリーの黒船来航を受け、江戸幕府が建造した砲台が品川台場です。現在は第三台場と第六台場の2基が残っております。

第三台場は、都立公園として開放されていますが、第六台場は、弾薬庫や陣屋の痕跡がよく残されているとして、大正15年に国の史跡に指定され、絶対的保存の対象として上陸が禁止され、現在に至っております。

この第六台場は、近年劣化が著しく、崩落の危険を専門家が指摘しております。私も小型船舶に乗って近づいたところ、崩落しそうな状況を船の上から確認しました。

そこで、保存の方針を立てるために、昨年10月、そしてことしの8月に上陸の許可を東京都に求めましたが、国が大正15年に定めた絶対的保存の方針による上陸禁止を理由に許可できないという回答です。

しかし、品川台場の1つでもある第六台場、江戸時代につくられた海上土木史跡である台場は、一度崩壊すると海上ゆえに再構築することが困難となります。その崩落は、品川区から出発した屋形船等の舟運・水辺観光にとって大きな損失であり、また、航行上の安全性にも支障が出ます。そして、何より品川の歴史資産の損失でもあります。したがって、保存を目的とした調査が一刻も早く行われるべきと考えます。

そこで、第六台場は港区に存在するがゆえに品川区として直接関与することは難しいかと存じますが、隣区でもある港区に第六台場の状況の確認などをまずは行ってみるべきと考えますが、いかがでしょうか。ご見解をお聞かせください。

5つ目の質問、運河の水質について伺います。

8月にお台場海浜公園で行われたパラトライアスロンのテスト競技では、大腸菌が基準値を上回ったことを受け、スイムが中心になる日がありました。

水質悪化の原因は、下水処理場から雨天時など年間80～120回も反応槽を通していない簡易処理にすぎない水が放流されることが原因の1つと言われております。

小池都知事は、この水質悪化による競技中止を受け、東京都の全局を挙げて対策を講じるようにという指示を出されました。

これは隣区の港区のお台場の話だけでは終わりません。芝浦水再生センターと呼ばれる下水処理場から出される簡易処理の汚水は、お台場に到達するより早く品川区の沿岸に到達し、土砂などとまじって私たちの水辺を薄茶色に染め上げます。

品川区としては、オリンピックの競技のために、競技エリアを水中スクリーンで三重に囲むという応急処置的な水質対策だけではなく、根本的な下水処理場の機能改善による対策を急ぐよう関係各所に強く求めるべきであると考えます。それこそ我々品川区にとってのレガシーとなると思いますが、いかがでしょうか。ご見解をお聞かせください。

以上で、私、筒井ようすけの質問は終わります。ご清聴まことにありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、運河の水質についてお答えを申し上げます。

区では、これまでも特別区下水道事業促進連絡会の会長区として、国や東京都に対し、浸水被害の解消、公共用水域の水質改善など、下水道事業の充実と促進を強く求めてきたところでございます。

こうした求めに応じ、東京都下水道局では、東京都下水道事業経営計画2016を定め、鋭意、水質改善に取り組んでいると認識しております。

引き続き23区で連携し、抜本的な改善を求めてまいります。

その他のご質問等につきましては、各担当部長等よりお答えを申し上げます。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

○都市環境部長（中村敏明君） 私からは、羽田空港の機能強化についてお答えいたします。

初めに、区議会決議についてですが、令和元年7月30日に開催された関係区市連絡会において、決議内容とともに、区民の不安の払拭につながる効果的な対策の検討と区民への丁寧な説明、また飛行ルートを固定化しない取り組みについて早急かつ具体的に示すよう求めたところでございます。

次に、飛行ルート of 両側幅500メートルの範囲に位置する学校・公園の名称、数と施設への対策についてですが、区立学校は立会小学校や台場小学校など12校、また区立公園はしながわ中央公園や天王洲公園など93園となっており、このうち国の法律に基づき補助対象となる施設については、国の補助制度を活用した防音工事を実施する予定でございます。

次に、防音工事助成の対象施設についてですが、国からは、区有施設が立会小学校、台場小学校、鮫浜小学校、台場幼稚園、品川保育園、東品川保育園、八ツ山保育園、ひろまち保育園、ひがしやつやま保育園の9施設が示されており、残りの民間施設については非公表としています。

次に、天王洲公園でのブラインドサッカー国際大会の可否につきましては、大会を計画する主催者が、実施の時間帯や周辺環境などを踏まえ、総合的に判断するものと考えます。

また、東品川海上公園で実施される各種祭りへの影響につきましては、適切な運営が行われるよう主催者と確認してまいります。

次に、騒音についての住宅への対応について、国は、事前の調査により、住宅が助成対象となる区内地域はないとしておりますが、拡充策の実施について国に求めてまいります。

次に、オフィス、商店への影響と不動産価値についてですが、国は、新飛行経路の不動産価格への影響に関する調査を早期に取りまとめ、情報提供するとしております。区といたしましても、早急な調査の実施を国に求めるとともに、事業者や商店からの声をしっかり国に伝えてまいります。

次に、視覚障害者への対応についてですが、これまで国の説明会でも質問をいただいているところでございます。対応については国が責任を持って行うべきことから、区としても、引き続きいただいたご意見を伝え、必要な対応が行われるよう求めてまいります。

次に、落下物を発見した場合の対応につきまして、国は、警察に通報いただくことを第一とし、その後、適切な対応を行うとしております。こうした対応の周知も国に求めてまいります。

次に、騒音測定局につきまして、国は、新飛行経路下へ増設設置し、常時モニタリングの結果を地元自治体へ情報提供するとしております。現在、飛行高度ごとに国が示す騒音の推計値は、超えてはならないものとする規制値ではございませんが、区としましても、運用開始後の騒音実測値を収集することにより、環境影響について注視していく考えでございます。

次に、来年の1月下旬より実施される試験飛行についてですが、国は、本格運用と同型機により行い、

期間はおおむね1か月の予定としております。また、周知方法につきましては、新聞折り込みによる周知をはじめ、さまざまな手法を活用するとしております。

次に、運用開始後に国が設定する各自治体との情報共有や意見交換を行う場につきましては、共有した情報や意見を適宜、区議会へ報告し、いただいた意見を国に伝えてまいります。

次に、現飛行ルート案を固定化しない取り組みにつきましては、例えば他の首都圏空港との調整などの検討を求めているものでございます。これに対し国は、騒音環境軽減の観点から継続的に検討していくとしており、区としても具体的に示すよう国に求めてまいります。

最後に、代償措置やメリットについてですが、第一に求めるべき環境影響の軽減やルートを固定化することがない取り組みについて求めてまいります。

〔健康推進部長福内恵子君登壇〕

○健康推進部長（福内恵子君） 私からは、東京都受動喫煙防止条例についてお答えします。

初めに、各飲食店の標識の表示状況ですが、表示義務の開始から日も浅く、現段階では全ての店舗の表示には至っておりません。区では、これまでホームページや広報しながわへの掲載に加え、「しながわ産業ニュース」への掲載など、広く周知に努めてまいりました。また、標識シールの配布は品川区商店街連合会に協力をいただいたほか、今後、多数の参加が見込まれる飲食店を対象とした実務講習会での配布を予定するなど、効率的に進めてまいります。

飲食店における禁煙表示の非掲示などの条例違反に対しては、立入検査や指導、勧告、公表等を実施することとなっております。都からは、行政指導や行政処分に係る業務については、民間事業者等への委託はなじまないとの見解が示されており、区職員が実施することとなることから、必要な人員の確保を検討してまいります。なお、喫煙専用室等の技術的基準については、遵守状況の確認や助言等は民間事業者の活用も有効と考えております。

条例が適正に運用されていく上で、地域の協力は不可欠であり、今後も機会を捉えて、品川区食品衛生協会など関係団体への協力を要請してまいります。

なお、罰則の1つである過料の徴収は、区からの通知に基づき都において行うこととなります。

次に、屋外の公衆喫煙所についてですが、現在、区は10か所を設置・管理しています。今後の設置数や場所等につきましては、たばこを吸う方と吸わない方のどちらにも配慮し、区民の皆様のご意見やご要望を踏まえ、関係機関と協議しながら決定してまいります。

最後に、今後の条例の周知と対応ですが、来年4月の条例全面施行により、多数の人が利用する施設では、屋内は原則禁煙となることから、都の広域的な取り組みに加え、区では各飲食店へ標識シールを個別配布するほか、標識の店頭表示状況の確認などを予定しており、こうしたきめ細かな対応により、都条例がめざす受動喫煙による健康被害の未然防止が図られるよう、着実に進めてまいります。

〔防災まちづくり部長藤田修一君登壇〕

○防災まちづくり部長（藤田修一君） 私からは、舟運の活性化についてお答えいたします。

まず、定期航路の実現ですが、平成28年11月に供用を開始した東品川二丁目防災棧橋は、東京モノレールやりんかい線の天王洲アイル駅に近く、利便性の高い棧橋でございます。

区では、この棧橋を防災機能だけでなく平常時に活用し、地域や水辺の活性化を図るために、東品川二丁目防災棧橋平常時利用要綱を定め、既に定期航路事業としても利用できる状況となっております。区といたしましては、引き続き棧橋の利便性や定期航路として利用できることをさまざまな機会を通じて舟運事業者にお知らせをし、積極的な提案を求めてまいります。

次に、棧橋を利用できる事業者についてですが、区内の舟運事業者などと協議し、要綱において、品川区内に所在する舟運事業を営む法人に加え、棧橋から半径1キロ以内に船舶を係留し舟運事業を営む者、定期航路事業で本棧橋を利用する法人などと定めております。また、棧橋を利用する事業者の利用登録や利用申請についても要綱に基づき行われており、適切に棧橋が利用されていると認識しております。なお、現在、年間200回程度の発着利用があることから、区としては現段階で要綱を見直す考えはございません。

次に、旧東品川清掃作業所の活用についてですが、用途制限の終了を令和2年3月に控え、品川駅や羽田空港へのアクセスもよいことから、天王洲地区の活性化に向けた検討を行っているところでございます。

〔教育次長本城善之君登壇〕

○教育次長（本城善之君） 私からは、品川台場の状況確認についてお答えいたします。

品川台場は、港区にある国指定の史跡で、所有者は東京都となっております。第六台場は、人の手を加えず原形のまま遺構を残すという手法により、立ち入りを制限し、管理されています。そのため、現況といたしましては、樹木が生い茂り、石垣の一部に劣化や破損が生じている状況にあると認識しています。

当該史跡は、管轄外ではありますが、区との関連のある重要な文化財であることから、これまでどおり、必要に応じて情報を得てまいります。

○筒井ようすけ君 自席より再質問させていただきます。ご答弁、それぞれありがとうございました。

受動喫煙防止条例の実効性担保のこれからの取り組み、ぜひよろしく願います。これは要望で終わります。

また、舟運についてなんですけど、現在の要綱は、やはり競争原理が働いていない点もあるので、これ、ぜひ見直しをしていただきたいと思いますと思っております。

そして、これから新しい五反田などでリバーステーションができますけれども、そうした要綱の柔軟性ということも1つ今後ご検討いただきたいと思いますけれども、その点についていかがお考えなのでしょうか。

また、羽田新飛行ルートについてお伺いいたしますけれども、一般住宅への防音助成措置なんですけれども、国に対してさらなる拡充というのを求めていくというお話なんですけれども、これ、国がその拡充をやらなかった場合、これは確実に区民に対して騒音や、また落下物、危険というのが生じますので——まあ、騒音ですね。騒音は確実に生じますので、そうした場合、区独自で、区として緊急の騒音防止対策を講じるべきと考えているんですけれども、その点、ご答弁がなかったので、いま一度その旨のお考えをお聞かせください。

そして、騒音測定局についてなんですけれども、例えば、私が言ったのは、今まで品川区や議会、そして区民が説明を受けた音量は、最大でも約80デシベルだったんですね。これ、例えば90デシベル、その80デシベルという音を超えた場合、これはいわゆる話が違っていると、事前の説明……

○議長（渡辺裕一君） 筒井君、質問をまとめてください。

○筒井ようすけ君 ということで、その場合はやはり区として直ちに新飛行ルートは中止せよと強く言うべきだと考えているんですけれども、その点いかがお考えなのでしょうか。よろしく願います。

〔防災まちづくり部長藤田修一君登壇〕

○防災まちづくり部長（藤田修一君） 私からは、舟運についての再質問にお答えをいたします。

現在の要綱でございますが、地域の方々や近傍の事業者の方々のご意見を聞きながら制定をしてきたものでございます。お話を聞く中では、やはり自由利用が一番いいというようなお話はいただいたものの、具体的に検討する中では、自由利用にしてしまうとルールやマナー、こういったものが守られない形の利用になってしまうことがちょっと心配だというような声もいただいているところでございます。こういった声をお聞きした上で適正な利用を確保するための総意のもとに現要綱のほうは定めたものでございます。

また、五反田のほうのリバーステーションの関係でございますが、現在、観光振興協議会の水辺活用部会さんのほうとも、要綱、それからリバーステーションの使い方等についてもお話をしているところでございますので、そうした中でしっかりと議論してよりよい利用が進むようになればいいかなというふうに考えているところでございます。

[都市環境部長中村敏明君登壇]

○都市環境部長（中村敏明君） 私からは、羽田空港の機能強化についてお答えいたします。

初めに、住宅の騒音対策についてですけれども、この住宅の騒音につきまして、国としては対象には今なっていないということでございますが、その根拠といたしまして、1つは、法律に基づいていること、そして、その法律は、また根拠として、騒音の実測値、そしてその実測値から描かれたコンター図、そういったものが国の法律の対象外であるというふうに国としては説明をしているところでございます。したがって、区といたしましても、その騒音の実態を実際の実測値——これから測定局も設置をするというふうにしておりますので、こういったものから実態を把握して、必要な対応を国に求めてまいりたいというふうに考えております。ただし、住宅への対応の基本的な考え方としましては、この法律に対して拡充策を求めていく、これは基本であるというふうに考えておりますので、あわせて引き続き国に求めてまいるものでございます。

それから、実際の実測値が80デシベルを超えた場合にその対策、区としての考えはどうかというところでございますけれども、まず、事前説明におきます国の示した数値につきましては、実測値はもとにしているけれども、計算値によるものであるというふうに説明をしているところでございます。したがって、一瞬でも超えたというところにつきましてどうするかということにつきましては、まずはその原因を究明するというものを国に求めることがまず第一だというふうに考えております。そして、その原因に基づきまして必要な措置を考えていくというところで、即座に中止というところではないというふうに考えているところでございます。

○議長（渡辺裕一君） 以上で、筒井ようすけ君の質問を終わります。

これをもって本日の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議は明20日、本日に引き続き一般質問を行います。なお、明日の会議は午前10時から開きます。本日はこれをもって散会いたします。

○午後4時14分散会

議長 渡辺 裕一
署名人 本多 健信
石田 ちひろ